



内務省
英国国境庁

出身国情報レポート

ビルマ (ミャンマー連邦)

2009年3月4日

英国国境庁
出身国情報レポート

目次

はしがき

第1部：報告

パラグラフ

ビルマ基本情報

1. 地理.....	1.01
地図.....	1.04
2. 経済.....	2.01
3. 政治体制.....	3.01
憲法.....	3.06
4. 歴史.....	4.01
国民会議.....	4.03
2007年民主化抗議デモ.....	4.05
サイクロンナルギス.....	4.09
憲法をめぐる国民投票.....	4.10
5. 最近の出来事と政治的進展.....	5.01

人権

6. はじめに.....	6.01
7. 治安部隊.....	7.01
警察.....	7.01
諜報機関.....	7.04
軍隊.....	7.07
治安部隊による虐待.....	7.09
恣意的逮捕および身柄拘束.....	7.09
拷問.....	7.12
裁判なしの処刑および「行方不明」.....	7.16
その他の政府武装グループ.....	7.21

連邦団結発展協会 (USDA).....	7.22
スワン・アール・シン.....	7.26
8. 司法制度	8.01
組織	8.01
独立性.....	8.02
公正裁判	8.05
9. 逮捕及び身柄拘束—法的権利	9.01
逮捕令状	9.05
10. 刑務所の環境	10.01
刑務所における虐待.....	10.04
11. 政治的所属	11.01
政治的表現の自由.....	11.01
集会・結社の自由.....	11.02
海外におけるビルマ人デモ.....	11.04
反政府グループ及び政治活動家.....	11.06
国民民主連盟 (NLD).....	11.09
全ビルマ僧侶連盟.....	11.13
88年学生世代グループ	11.15
全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)	11.17
12. 信教の自由	12.01
概観	12.01
宗教人口	12.04
憲法及び法規.....	12.05
仏教徒.....	12.07
キリスト教徒.....	12.08
イスラム教徒.....	12.14
13. 女性.....	13.01
概観	13.01
法的権利	13.03
政治的権利	13.04
社会・経済的権利.....	13.05
女性に対する暴力.....	13.08
14. 児童	14.01
概観	14.01
基本情報	14.04
教育	14.05

児童兵士	14.08
15. 民族グループ	15.01
16. 移動の自由	16.01
出入国手続き	16.02
ビルマからの出国	16.02
ビルマへの入国	16.06
パスポート発行及び出国フォーム（Dフォーム）	16.10
17. 偽造文書及び不正取得文書	17.01
逮捕令状	17.02
18. 人道的問題	18.01
国内難民（IDP）	18.01
サイクロンナルギス	18.02
19. 保健医療問題	19.01
エイズ	19.04
精神衛生	19.05

第2部：主要出典文献目録

	ページ
基本データ及び地理	64
地図	64
歴史	64
政治情勢及びその最近の進展	65
人権—一般的事項	66
人権—具体的事項	67
非政府軍による虐待	67
逮捕及び身柄拘束—法的権利	68
児童	68
市民権及び国籍	69
汚職	69
死刑	70
障害者	70
雇用に関する権利	70
民族グループ	70

出入国手続き.....	71
移動の自由.....	71
信教の自由.....	72
言論・報道の自由.....	72
人権団体、組織及び活動家.....	73
人道的問題.....	74
国内難民 (IDP).....	75
司法.....	75
レスビアン、ゲイ、バイセクシャルおよびトランス・ジェンダー.....	76
保健医療問題.....	76
兵役.....	77
政治的所属.....	77
刑務所の環境.....	78
治安部隊.....	78
人身売買.....	80
女性.....	80

付属書

付属書 Aー主な出来事年表.....	81
付属書 Bー著名人.....	86
付属書 Cー略語ガイド.....	87
付属書 Dー出典文献に関する参考資料.....	88

はしがき

- i このビルマに関する出身国情報レポートは、難民人権保護認定プロセスに携わる職員のために、英国国境庁(UKBA)COI サービス局が作成したものである。本レポートでは、英国における難民人権保護申請にしばしば提起される問題の基本的な背景が述べられている。本レポートは、広く認められた外部情報ソースによる広範囲にわたる資料をまとめたものであり、UKBA の見解やポリシーは一切含まれていない。本レポートにおける情報は 2009 年 3 月 1 日時点で入手可能なものである。本レポートは、2009 年 3 月 4 日付けにて発刊された。

本レポートは、次の 2 部からなっている。
- ii 第 1 部は、難民人権保護申請に取り上げられる主要問題に焦点を当てた概略レポートである。本レポートに含まれている情報はすべて原資料に全面的に依拠するものであり、詳細かつ総合的な調査を意図したものではない。更に詳細な説明が必要であれば、直接原資料にあたられたし。
- iii 第 2 部は、難民・人権保護申請に関連すると思われる広範な問題に係る信頼すべき原資料の主なものをリストアップした文献目録である。この目録には、第 1 部で引用された文献はすべて含まれているが、保護申請にはそれほど頻繁には取り上げられない問題に係る原資料・文献も含まれている。
- iv 本レポート第 1 部の構成とフォームは、UKBA 職員が使っているものに順じており、具体的問題に係る情報に電子的に迅速にアクセスでき、求める主題に直接つながるコンテンツページが利用できるようになっている。重要な問題は、専用のセクションにてある程度深く取り扱われるが、他のセクションにおいても簡単に触れられることもある。したがって、レポートの構成上、ある程度繰り返しの記載があることは否めない。
- v 本レポート第 1 部における情報は、原資料・文献で確認されるものに限定される。努めて特定のトピックのすべての側面をとらえようとしているが、必ずしもすべての関連情報が得られたわけではない。したがって、本レポートに示されている情報は、そこに記されていること以上のことを示唆するものと考えてはならない。たとえば、ある特定の法律が可決されたという情報があっても、それだけではその法律が発効されたと考えてはならない、ということである。

- vi 上記のとおり、本レポート第 1 部は、数多くの信頼すべき情報ソースから得られた情報を照合したものである。レポートをまとめるにあたっては、異なるソースからの情報の間に矛盾があってもそれを解明しようという試みは一切行っていない。たとえば、個人、場所、政党などの名前や綴りが情報源により異なる場合があるが、COI レポートでは綴りを統一したりすることはせず、原資料の綴りはそのまま尊重するという方針を取っている。同様に、データ・数値も情報源によりまちまちなことがあるが、これも原資料のものをそのまま引用することにしている。この文書で使われている「sic」という言葉は、引用文献における綴りの間違いやミスプリを意味するにすぎず、原資料に対するコメントを意味する意図は一切ない。
- vii 本レポートは、実質的に、過去 18 カ月の間に発行された原資料に依拠するものである。ただし、直近の文献に関連情報が得られない場合には、18 か月以前の古い資料が含まれていることもある。すべての原資料には、本レポートが発行された時点で得られる関連情報が含まれている。
- viii 本 COI レポートは、添付の原資料を含め、公開文書である。すべての COI レポートは、内務省のホームページの調査開発統計の部に公開されている。また、本レポートに示された原資料の大部分はネットで一般公開されており入手可能である。本レポートで引用した原資料が電子ファイルで入手可能な場合は、その該当ウェブサイトのリンク先がアクセスした日付とともに本文に記されている。政府機関作成のものや講読ベースのものなど入手が困難な原資料については、COI 局に請求すればコピーを送ってもらえる。
- ix COI レポートは、難民発生の多い国につき定期的に発行されている。難民発生の比較的少ない国については、必要に応じて、COI 主文 (Key Documents) が発行される。UKBA 職員は、具体的な調査のために情報請求サービスに常時アクセス出来る。
- x 本 COI レポート発行にあたり、COI 局は入手可能な原資料・文献の正確かつバランスのとれた要約を提供するよう努めた。本レポートに関するコメントあるいは追加原資料のサジェッションは下記 UKBA 宛てにお送り頂けると幸いです。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency

Apollo House

36 Wellesley Road

Croydon CR9 3RR

United Kingdom

Email: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情報に関する専門委員会

- xi 国情報に関する独立専門委員会(APCI)は、UKBAの出身国情報資料の内容につき内務大臣に提言することを目的として2003年に設立された。APCIは、多くのCOIレポートをレビュー・検証し、その検証結果をウェブサイト (www.apci.org.uk) 上に公開する。2008年10月以降、APCIの業務は、UKBA主任検査官により進められている。

目次に戻る

第1部：報告

ビルマの基本情報

1. 地理

- 1.01 ミャンマー連邦共和国(かつてのビルマ)は東南アジアの北東に位置する(2008年12月3日、Europa World Outline) [1]。(注：英国のポリシーとしてはミャンマーではなくビルマと呼ぶ) (2008年12月2日、Foreign and Commonwealth Office (FCO) Country Profile: Burma(外国・連邦省(FCO)カントリー・プロフィール：ビルマ)) [5a] 「その北西はバングラデッシュとインド、北東は中国とラオス、そして南東はタイとそれぞれ国境を接しており... 2006年、首都機能はヤンゴン(ラングーン)から新行政センターであるネーピドーに移転した。」(2008年12月3日、Europa World Outline) [1] ビルマは677,000平方キロメートル(419,740平方マイル)の国土面積を有する。(2008年12月2日、外国・連邦省(FCO)カントリー・プロフィール：ビルマ) [5a]
- 1.02 ビルマの人口は推定5,200万人である。ラングーンの人口はおよそ580万人、行政センターネーピドーの人口は20万人である。(2008年12月2日、外国・連邦省(FCO)カントリー・プロフィール：ビルマ) [5a] 2008年12月の米国国務省(USSD) Background Note on Burma(ビルマ・バックグラウンド・ノート)によれば、「同国は、7つの主要バーマ族管区(タイン)：イラワジ、バゴ(ペゲー)、マグウェー、マンダレー、ヤンゴン(ラングーン)、サガイン、およびタニタリ(テナサリム)、および7つの民族州(ピーネー)：チン州、カチン州、カイン(カレン)州、カヤ(カレーニ)州、モン州、ラカイン(アラカン)州およびシャン州からなる。」 [7c] (政府)
- 1.03 公用語はビルマ語である。(2008年12月3日、Europa World Outline) [1] 多数の少数民族言語がある。シャン語、各種カレン語、カヤ・チン語、アラカン語、ジンパウ語、モン語、パラウン語、パラウク語、ワ語およびヤンベ語などである。英語は観光客が多い地域では広く話されている。(2008年12月、

USSD バックグラウンド・ノート) [7c] 少数民族のウェブサイトによれば、
ビルマには 100 以上の現用言語があると言う。[30a]

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

地図

1.04 国連地図作成局(UNCS)2008 年 5 月参考図 : [2a]

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

2. 経済

- 2.01 外国・連邦省(FCO)カントリー・プロフィール（2008年12月2日更新）によれば、

「経済政策の失政の結果、ビルマは、天然資源に恵まれているにもかかわらず、貧しい国となってしまった。経済における根本的な問題は未解決のままであり、マクロ経済状況は不安定のままである。金融部門は脆弱であり、小規模の民間部門は予測のつかない政治環境とあまたの市場のゆがみの中でもがいている。インフレは依然として続いている。」

「インフレ、構造的硬直性、虚弱な経済政策、および不活発な投資などの状況にあるにもかかわらず、ビルマの経済はガス輸出のお陰で成長している（政府の公式発表の数字ほどではないにしても）と思われる。しかしながら、安定のための包括的なプログラムと改革が実施されない限り、持続的な成長の見通しは依然暗く、社会指標は下降の一途をたどることになる。」 [5a]

- 2.02 同国の2007年のGDP予想値は1,630万ドルである。（2008年12月、USSDバックグラウンド・ノート） [7c] 2008年の失業率は9.4%であった。（2009年2月10日CIA [World Factbook（ワールドファクトブック）](#)） [6a] エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、2008年10月9日付ビルマに関するレポートで次のように述べている。「軍事政権の異常な政策によりインフレをコントロールすることに失敗した。インフレ率は2007年で、前年比平均35%となり、主に食料品価格の上昇が激しかった。貧困率に関するデータは乏しいが、高いインフレと低い経済成長により近年の実質所得は落ち込んでいる。」 [46]（経済）

- 2.03 産業の主要品目はとしては、天然ガス、農産物加工、衣服縫製、木材・木製品、セメント、製紙、綿花、綿織物、砂糖、銅、錫、タングステン、鉄、建材、薬品、肥料などがあげられている。おもな農産物としては、米、豆類、ゴマ、ピーナッツ、さとうきび、及び硬木材がある。（2008年12月、USSDバックグラウンド・ノート） [7c]

- 2.04 2008年12月 Europa World Outline によれば、

「2007年8月、政府は、燃料補助制度を廃止した。そのため、石油、ディーゼルおよび天然ガスの価格の大幅上昇を招き、公共交通のコストは倍増したと予想される。さらに、米の国際価格は、2008年の初めの4カ月だけで50%も上昇したと報じられた。国内米価も、大型サイクロンにより米作地帯が被害を受けたことから、2008年5月には急騰した。サイクロン災害は国の経済全体に深刻な影響を与えたものと思われる。」[1]

2.05 フリーダムハウスは、[Freedom in the World 2008 Country Report on Burma \(2008年世界における自由カントリーレポート:ビルマ\)](#)の中で次のように述べている。「ビルマでは、長年の経済政策の失政と政府における汚職のため、人口の30%以上が極貧の状態にある。」[14a]

2.06 賃金について、FCOは2008年1月8日付けの書簡に次のように述べている。

「ビルマ人の平均年収はおよそ30万チャットにすぎず、それは下級公務員の賃金にほぼ相当する。熟練労働者の年収はおよそ35万チャットである。地方の最も貧しい未熟練労働者は、単純労働で1日僅か650チャットしか得られないが、ラングーンでの最低賃金はその倍である。実勢為替レート（ドルベースで働くビルマ人の大多数及びビルマに住んでいる外国人や旅行者はこのレートを使っている）は、1ドル1250チャット（2008年1月8日時点）で、レートは2007年以来1ドル1250～1300チャットで安定している。」[5m]

2.07 対ポンドレートについては、2009年1月15日のXE.comサイトでは、1英ポンド9.37430チャットとなっていた。XE.comによれば、このミャンマー・チャットレートは公定レートであり、実勢レートは激しく変動すると言う。[29a]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

3. 政治体制

- 3.01 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)の2008年10月9日付けのビルマに関するレポートは次のように述べている。

「軍事政権、すなわち国家平和開発評議会（SPDC）、が独裁的にミャンマーを支配している。SPDCは、すべての主要な政治的決定を行っており、概ね軍人としてのバックグラウンドを持つ人を閣僚として任命する権限を持っている。政府は、汚職の蔓延と権力の乱用にむしばまれ、機能を失っている。SPDCの任命した地方の軍司令官はその支配領域の統治権を享受している。SPDC内部での権限移譲を担保するはっきりしたプロセスがなく、上層部における様々な派閥の間に緊張感をもたらしている。1990年に行われた選挙が直近のものであり、そこでは国民民主連盟(NLD)が勝利した。しかしながら、軍事政権は、この選挙結果を無視し、選挙以来ほとんどの期間、NLDリーダーのアウン・サン・スーチーを自宅軟禁としてきた。[46]（民主化インデックス）

- 3.02 同じく EIU は次のごとく付言している。

「現在、ミャンマーには、通常の議会というものが存在しない。2008年5月の国民投票で承認された憲法は一連の地方議会とともに国レベルの二つの議会として人民会議と国家会議を設定している。これら国家レベルの議会をまとめたものが連邦議会、すなわち国会となる。これらのいずれも実現していない。軍事政権は2010年中に議員総選挙を予定している。新憲法の条項によれば、議席の25%は軍人又はその任命者となっている。[46]（議会）

- 3.03 さらに、Europa World Outline サイトには次のような記述がある。

「軍が国の国家的政策に主導的役割を持っている。防衛大臣、内務大臣、治安・国境担当大臣は軍人とされている。軍の最高司令官は、国家分断・国家統治の崩壊あるいは国家主権の侵害などに脅威となる緊急事態が発生した場合、すべての国家的権限を行使する権限を付与されている。ここに言う非常時とは少なくとも1年以上のものをいう。軍は、緊急時に取られるすべての行為に対して訴訟の責を免れることとなっている。」[1]（憲法）

- 3.04 Europa World Outline は新憲法の下では次のようになっていると言う。

「大統領が国家元首である。大統領の 3 人の候補者のうち少なくとも一人は軍人でなければならない、副大統領のうち少なくとも一人は軍人でなければならない。大統領はその責務の実行に対して法廷または議会で訴追されることはない。大統領は、軍最高司令官が国家防衛・治安評議会（11 人のメンバーのうち 6 人が軍人）の協力の下で法的措置を行使するにあたり非常事態宣言を発する権限を持つ。

「ピダウンスー・フラトー(連邦議会)はピトウ・フラトー（下院）及びアムヨタ・フラトー（上院）より成る。立法権は上・下院、地方議会および州議会、さらに自治区に付与されている。

「ピトウ・フラトーは 244 議席を持ち、うち 56 議席は軍人がリザーブしている。アムヨタ・フラトーは 440 議席を持ち、うち 110 議席が軍人とされている。国民会議及び地方議会の議員の 3 分の 1 は軍の代表ということになっている。

「多政党民主選挙が 2010 年に予定されている。外国政府若しくは宗教団体にサポートされている政党の代表は選挙に立つことが禁じられている。外国国籍の者と結婚した人は政党事務所を持つことが禁じられている。修道会のメンバー及び極貧者には投票権が与えられない。」[1](憲法)

- 3.05 配偶者が外国国籍を持つ者である場合被選挙権を持たないとする措置は、NLD リーダーのアウン・サン・スー・チーを次期政権から排除しようというものである。(フリーダムハウス、2008 年世界における自由)[14a]]

目次に戻る
出典資料目録に進む

憲法

- 3.06 Europa World Outline によれば、

「2003 年 8 月、SPDC 政権は、新憲法制定作業を開始するため 2004 年に国民会議を再開する予定であると発表した。国民会議は 2004 年 5 月に召集され、

その後何度か開かれた。国民会議審議の結果起草された新憲法案は 2008 年 4 月に公表され、5 月 10 日（5 月始に襲った大型サイクロンの被災地域では 5 月 24 日に延期された）の国民投票にかけられた。新憲法は、SPDC によれば 92.48%の国民支持を得、5 月 29 日に発布された。[1]（憲法）

3.07 また、Europa World Outline は次のように付け加えている。「憲法は議会の 75%及び有効投票の過半数の承認によつてのみ改訂することが出来る。」[1]（憲法）

3.08 ミャンマー連邦共和国憲法の条文は、2008 年 9 月、オーストラリア国立大学 (ANU)大洋州・アジア研究院の下記ウェブサイト (http://rspas.anu.edu.au/rmap/newmandala/wp-content/uploads/2009/01/myanmar_constitution-2008-en.pdf) にアップされ、入手可能となった。

政治的表現の自由の項も参照されたし。

目次に戻る
出典資料目録に進む

4. 歴史

4.01 フリーダムハウスの世界における自由 2008 年カントリーレポート：ビルマは次のごとく記している。

「ビルマは、第二次世界大戦中の日本軍占領の後、1948年に独立した。経済危機と多発する少数民族の反乱活動の打撃を受け政権を軍が排除した1962年以来、軍支配が続いている。以来26年にわたり、ネ・ウイン将軍率いる軍政が、かつて東南アジア一豊かな国と言われたビルマを貧困国にしてしまったのである。

「タン・シュエ将軍が率いる現在の軍事政権は、1988年、学生主導の平和的民主化運動を武力弾圧し3000人の死者を出した事件において劇的なまでに権力を行使した。この事件をきっかけに、若手の軍司令官たちは、国を支配するため、国家法秩序回復評議会(SLORC)を設立した。しかし、1990年の総選挙において国民民主連盟(NLD)が圧倒的勝利を収めた後もSLORCは権力譲渡を拒んだのであった。軍事政権は、30年来の自由選挙で485議席のうち392議席を獲得したNLDのメンバー12人を投獄した。1997年、SLORCは国家平和開発評議会(SPDC)と名前を改めた。」[14a]

4.02 同じソースによれば、

「...タン・シュエと何人かの上級将軍たちは、1997年、SLORCを国家平和開発評議会(SPDC)に衣替えした。2000年後半において、国連特使ラザリ・イスマイルの働きに応え、軍政はNLDリーダーのアウン・サン・スー・チー女史との会談を始め、それにより2002年半ばまでにNLDに対する圧力緩和政策が導かれた。スー・チー女史は自宅軟禁を解かれ、何度か地方遊説も行われ、いくつかのNLD支部も許可された。

「スー・チー女史の人気は高まり、2003年前期における彼女のNLD活性化の動きは軍の強硬派達をあきらかに慌てさせた。同年5月30日、スー・チー女史を含むNLDのパレードがSPDC支援者たちにより壊滅的な襲撃を受け、無数の死傷者が出た。この襲撃後、スー・チー女史と12人のNLD幹部および支持者が身柄拘束され、NLD事務所は再び閉鎖させられ、混乱の広がりを抑えるため大学と学校はしばらく休校となった。それ以降、官憲はNLDの人気を落

とすための試みを続けてきた。2003年9月、スー・チー女史は出所したが、自宅軟禁のままとされた。他のNLD幹部も同様であった。政治活動家、ジャーナリスト、学生などの逮捕・拘禁は断続的に継続された。

「2004年10月、軍事政権は、政府内の粛清を行い、首相であり軍情報部のトップでもあったキン・ニユンを追放し、自宅軟禁とした。比較的穏健派であったキン・ニユンは、NLDおよび少数民族グループとの限定的な対話を支持していた。2003年5月のスー・チー襲撃の首謀者として非難されていた強硬派のソー・ウイン中將がキン・ニユンの職を引き継いだ。2005年、軍政は、首都を600キロ（370マイル）内陸に入ったピンマナ市に近いネーピドーと言うところに移転し始めた。2006年、ネーピドーが正式に首都となった。しかし、外国公館はラングーンにとどまっている。

国民会議

4.03 2008年12月3日のEuropa World Outline サイトには、「1993年初頭、SLORC（SPDCの前身）の代表及び野党の代表からなる国民会議が新憲法起草のために召集され...」という記載があった。[1]

4.04 世界における自由レポーター2008には次のような記述がある。

「新憲法の骨子作成のための国民会議は1996年以降開かれていなかったが、2004年5月に、新たに作成された「民主化に向けたロードマップ」の一環として、再召集された。しかしながら、極端な政治的抑制条件下での参加を拒否する主要政党のいくつかは国民会議をボイコットした。政権が代表の大半を恣意的に選定し、討論の許容範囲を限定するなど、議事の形式と進行は大幅な制約を受けるものであった。2005年2月と2006年10月に短期間の国民会議が召集されたが、NLDおよびシャン諸民族民主連盟(SNLD)は再び会議をボイコットした。2007年8月、国民会議は、足かけ14年に及ぶ審議に終止符を打った。会議に出席した代表は憲法骨子案を合意した。草案に従えば、軍の政権における役割は安泰となり、今後の議会の議席の25%は軍のものとするべしとなっており、大統領は「かなりの」軍人経験を持つものであるべしとしている。草案には「タマドー」（ビルマ治安部隊）が国家の政治的リーダーシップの一翼を担うことを求めるような条項もある。また、外国籍の配偶者を持つ者は議員としての資格がないとしているのには、スー・チーを政権から排除する目的

が背景にある。10月、国民会議の勧告に則って憲法草案を作成するため54人の政府職員が任命された。[14a] 国民会議への批判は違法とされている。(ヒューマン・ライツ・ウォッチのワールドレポート2008：ビルマ) [39a]

憲法国民投票の項も参照されたし。

目次に戻る
出典資料目録に進む

2007年民主化抗議デモ

4.05 世界における自由レポート2008は次のように述べている。

「2007年における一連の抗議運動は、ビルマの悲惨な経済・政治情勢に対して世界の関心を喚起した。ビルマでは長年の経済政策の失敗と政府の腐敗が続いたことから、人口の少なくとも30%が最貧レベルの生活を余儀なくされる状態に陥っている。保健医療ケアおよび教育は全国的に低レベルである。2007年2月、ラングーンでは珍しい抗議デモがあり、インフレ抑制と社会サービス向上を訴えた。3人のジャーナリストと活動家が1人警察に一時身柄拘束された。4月には、経済状況に焦点を当てた小さなデモもあり…」 [14a]

4.06 世界における自由レポート2008には次のような記述もある。「2007年8月には燃料価格が500%上昇するという事態となり、既に悲惨な状態にあった経済状況はさらに悪化し、一連の抗議運動が起こり、2007年9月末に抗議デモはクライマックスに達した。仏教僧侶の率いる抗議デモは政治的権利の拡大と経済運営の向上を訴えた。」 [14a] ヒューマン・ライツ・ウォッチは、そのワールドレポート2008で次のように言っている。「9月26日、ラングーンのデモ隊は機動隊により乱暴に分散させられた。機動隊は正規軍に後押しされ、非武装の市民に対して催涙ガス弾、ゴム弾、自動小銃などを使って攻撃した。夜間も僧院や一般家屋への野蛮な襲撃が続き、翌日にはラングーンだけでなく、マンダレー、ミッチーナ、ペゲー、シットウェおよびパコックにも広がったデモ隊は治安部隊によるさらなる暴力的制圧に遭ったのであった。」 [39a] (抗議デモへの暴力的弾圧)

4.07 軍による弾圧の後、フリーダムハウスは次のように報じた。

「今後の抗議デモに対して警告が発せられ、2か月の夜間外出禁止が発表された。ラングーンの街路や僧院周辺は軍隊であふれていた。次の週にも抗議活動家たちは攻撃を受け、逮捕され、殺されたものもいた。政府発表では、デモ襲撃時の死者は10人、逮捕者は3000人といわれた。ビルマニュース団体「デモクラティック・ボイス・オブ・バーマ」の予測では、死者138人、逮捕者6000人と言う。」[14a]

4.08 エコノミック・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、2008年10月9日付けのビルマに関するレポートの中で、次のごとく記している。

「2007年下期における抗議デモに対する攻撃から何週間かの間、軍事政権は激しく国際的な圧力を受けることとなり、国連特使ガンバリ氏のミャンマー訪問を急ぎよ受け入れることとなった。この間、SPDCは、アウン・サン・スー・チーとの対話を再開することを認めるだろうと言っていた。スー・チー女史と簡単な会見を何度か行った（尤もその会見は間もなくして打ち切りとなったのだが）経験を持つアウン・チー労働大臣をリエゾンオフィサーに任命するところまで進んだ。[46]（政治情勢及びその最近の進展）

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

サイクロナルギス

4.09 2008年5月3日、サイクロナルギスがビルマ南部を襲った。すくなくとも13万4000人の死者が出た模様で、軍政は犠牲者救出に対する対応が遅く国際救助隊の入国許可が遅延したことなどから国際的に激しい非難を受けた。(EIU、ビルマレポート、2008年10月9日)[46]（最近の重大事－2008年5月）

詳細は人道的状況の項のサイクロナルギスに関する記述を参照されたし。

憲法をめぐる国民投票

- 4.10 新憲法起草は 2007/2008 年に完了し、2008 年 5 月 10 日（サイクロン被災地域では 5 月 24 日に延期）に国民投票が行われた。国民投票を終え、SPDC は、92.48%の投票率で新憲法は承認されたと発表した。（FCO カントリー・プロファイル：ビルマ、2008 年 12 月 2 日）[5a]
- 4.11 ヒューマン・ライツ・ウォッチのワールドレポート 2009 は次のように記している。

「憲法国民投票は、情報アクセスの厳しい制約、報道法規制、表現の自由・集会・結社のほぼ全面禁止、および政治活動家身柄拘束の拡大継続などの状況下で行われた。国際的独立オブザーバーは受け入れなかったし、国内外のメディアは内内の取材しかできなかった。国民投票は、投票者登録の不当性、コミュニティに対する抑圧、投票所における抑圧、票の水増しなど政府の不正行為のはびこり、などにより汚されたものとなった。国際的な非難が広がり、国民投票を恥と糾弾した。」[39h]（憲法国民投票）Europa World Outline サイトには、「SPDC は、新憲法の発布をうけ、2010 年には複数党派の立候補する総選挙を予定している。」[1]

憲法の項および国民会議の項も参照されたし。

目次に戻る
出典資料目録に進む

5. 最近の出来事と政治的進展

- 5.01 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は 2008 年 9 月 26 日付けの記事に次のように述べている。

「2008 年 9 月 23 日、SPDC 政権は全国の刑務所から 9002 人の囚人を釈放すると発表した。そのなかには 1989 年以来収監されていた著名な活動家にしてジャーナリストのウ・ウイン・ティン（78 歳）ほか 7 人の政治犯が含まれていた。

「しかし一方では、2008 年 8 月・9 月だけでも、およそ 39 人の政治活動家が逮捕され、21 人が懲役刑の判決を受けた。9 月 16 日には、2007 年の抗議デモ以来隠れていた著名な活動家ニラー・ティンが逮捕された。サイクロンナグリス災害に対する SPDC の救助の遅さを公に非難した著名な活動家にしてコメディアンザルガナは 2008 年 7 月以来収監されたままである。SPDC は現在、2007 年の抗議デモにおける逮捕者 800 人以上を含む 2100 人以上の政治犯を拘禁している。」[39c] ザルガナは、懲役 59 年の判決を受けた。(HRW、2009 年 1 月 6 日) [39] 他方、2008 年 11 月 21 日の BBC ニュースは、同活動家の刑は 45 年であると報じている。[28c]

- 5.02 **政治囚支援協会(ビルマ)** (AAPPB) が 2009 年 1 月 14 日に報じたところによると、前ビルマ学生会連合(ABFSU)メンバーのボ・ミン・ユー・コは法律のいくつかの条文に基づく刑を合わせて 104 年の懲役刑の判決を受けたという。ボ・ミン・ユー・コは、弁護士を付けることを許されていないと言う。[49c] 2008 年 11 月 13 日、アムネスティ・インターナショナルは次のように報じている。「ミャンマーにおける 2007 年の反政府デモに係った 14 人の反体制活動家は、2008 年 11 月 11 日（火）に、それぞれ 65 年の懲役刑の判決を受けた。判決は、ヤンゴンのインセイン刑務所における非公開審判において言い渡された。同日、27 人の抗議活動家にも判決を下された。」[12b] HRW は 2008 年 10 月下旬以来行われた多くの活動家及び弁護士の裁判のリストを示している。[39g]

- 5.03 2009 年 2 月 21 日、デモクラティック・ボイス・オブ・バーマの報じるところでは、6313 人の囚人が恩赦を受けて釈放されたが、そのうち政治犯は 20 人にも満たない数であった。[3d]

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

公正裁判の項および第二部主要文献目録の政治情勢と最近の進展の項も参照されたし。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

人権

6. はじめに

- 6.01 2009年2月25日発行の米国国務省の **Country Report on Human Rights Practices 2008(人権状況カントリーレポート 2008)** (USSD レポート 2008) の序言には次のような記述がある。

「ミャンマー軍事政権は、政権交代を求める人民の権利を制限し、厳しい人権侵害を続けている。政府の治安部隊は、custodial death（獄中死）の発生を許し、その他不法処刑、拉致・行方不明、強姦、拷問などを行っている。同政府は、市民活動家を告訴なしに無期限に拘禁している。さらに、政府支援の巨大組織が人権活動家や民主化活動家に対する嫌がらせ、虐待、身柄拘束などを行っている。政府は囚人や拘束者を虐待し、囚人を死の脅威を感じるような厳しい環境に置き、あたりまえのように隔離拘禁を行わない、恣意的に政治的動機ありとみなして市民を投獄している。軍は少数民族の村々の襲撃を続けている。国民民主連盟(NLD)書記長のアウン・サン・スー・チーおよびNLD副委員長のチン・ウーは自宅軟禁におかれたままである。政府は、日常的に市民のプライバシーを侵害し、言論、報道、集会、結社、信教、活動などの自由を制限している。政府は、独自の活動を行う国内の人権非政府組織(NGO)および苦境に遭遇している国際的NGOを認めていない。女性に対する暴力と社会的差別も続いており、児童兵役、少数民族への差別待遇、人身売買（特に女性と子供）も同様である。労働者の権利も制限されたままである。また、子供を含む強制労働も存続している。政府は、これらの人権侵害行為を行う者を告訴したり罰したりするために特段のアクションを取っていない。

「少数民族武装組織は、強制労働を含め人権侵害を行っていると言われている。停戦状態にあるグループも虐待行為を行っていると言われている。反政府武装グループや休戦グループも子供の兵士を雇っている。」 [7g]

- 6.02 ビルマにおける2007年の出来事をまとめたフリーダムハウスの世界における自由カントリーレポート2008は2008年7月2日に発表されたが、次のように記述されている。「ビルマは選挙に基づく民主主義国家ではない。ビルマでは、世界でも有数の強圧的な政権による支配が続いている。SPDCが法的な支

配者であり、行政、立法、司法すべての権利を握っており、ほとんどすべての基本的権利を制圧し、何のとがめもなく人権侵害を行っている。軍人が殆どの閣僚ポストを占めており、各省のトップのポストのほとんどは現役ないし退役軍人により占められている。民間部門の主要ポストについても同様である。
[14a]

政治的所属の項も参照されたい。

- 6.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、そのワールドレポート 2009 ビルマに次のように記している。

「ビルマの人権侵害は既に憂慮すべき状況にあるが、2008年5月のサイクロンナルギスによる打撃を受けて更に悪化した。SPDC 政権は、基本的自由が否定された憲法国民投票を断行するかたわらで、サイクロン災害に対する国際的な援助を阻止したのであった。

「軍事政権は、表現、結社、集会などの国民の基本的自由を組織的に拒んでいる。政府は、定常的に、政治活動家や人権擁護活動家の投獄を行っている。2008年にはそれら政治犯収監者数は倍増し 2,150 人に達した。ビルマ軍は少数民族との抗争地域の人民に対する人権侵害、不法処刑、強制労働、適正手順を踏まない土地収用などの侵害行為を 2008 年中も続けた。」 [39h]

- 6.04 外国・連邦省(FCO)カントリー・プロファイル：ビルマは 2008 年 12 月 2 日にアップデートされ、次のごとき意見を述べている。

「ビルマにおける人権の状況は憂慮すべきものとなっている。ビルマ国民の基本的自由は否定されている。その範囲は非政府組織の政治活動の禁止を含む政治的権利の否定から土地没収を含む経済的権利の侵害にまで広がっており、汚職や利益供与にもつながっている。民主主義システムは機能しておらず、報道の自由はなく、通商組合もまともなものがなく、独立した司法制度もない。治安部隊は、長年にわたり、とがめられることなく厳しい人権侵害を行っている。国境地帯や抗争地域の少数民族社会に対する侵害には最悪なものもいくつもみられる。」 [5a]

- 6.05 FCO は、2006 年 8 月から 2007 年末までをカバーする人権レポート 2007 を 2008 年に発表したが、その中で次のようにコメントしている。「強制労働制

を非難するILOとの（改善）合意形成や人権、人道問題、児童兵役などに係る国連ハイレベルオフィサーの訪問受け入れなど若干の譲歩もみられる。」[5b]
(p130)

6.06 ビルマにおける人権問題担当の国連特別報告官は、2008年3月7日付けのレポートに次のように記している。

「（人権侵害行為に対する）免責の文化が残っていることがミャンマーにおける人権擁護を確かなものとしそのための環境を形成するにあたり大きな障壁となっている。当特別報告官は、その任期中を通じて、即決処刑、拷問、強制労働、性的暴力、および児童兵士の雇用などをふくむ組織的な人権侵害の横行についての報告を受けてきた。これら侵害に対しては取り調べも行われず、告訴もされていない。被害者たちはその権利を主張する立場にもなく公正で効力のある措置を受けることもない。

「当報告官の前回のレポートにも述べたごとく、上述の深刻な人権侵害行為は広く組織的に行われており、それらは単なる中・下級役人による個人的なミスによる単独行為ではなく、むしろシステムに起因するものと言える。そのシステムとは、（官側の）個人ないしグループが法を破り人権を侵害しても責めを受けることがないというシステムである。」[32d]（パラグラフ 58-59）

6.07 デモクラティック・ボイス・オブ・バーマ(DVB)の2008年2月20日付けの記事によると、同国連報告官は直近のビルマ訪問（2009年2月14-19日）を終えて次のように述べたという。「...ビルマにおける人権問題は依然として課題を含んでいるが、二度目のビルマ訪問の終わりころにはある程度前向きな兆候がみられた。」特別報告官は前回の2008年8月の勧告に応えるいくつかの措置が取られていたと言う。たとえば、「...政治犯の段階的な釈放、国際的な人権基準に沿わない国内法の見直し、軍の改革、司法の独立性の構築、等である。」[3c]

6.08 ビルマは次のごとき協定・条約の当事者である。それは、大量虐殺罪の防止と処罰に関する協定、奴隷に関する協定、児童の権利に関する協定、女性に対するすべての差別排除に関する協定、国連国際組織犯罪条約、および世界文化・自然遺産保護に関する条約である。一方、次の協定・条約にはいまだ署名していない。それは、拷問および他の残虐・非人道的または屈辱的な処遇もしくは刑罰に関する条約、市民権・政治的権利に関する国際規約、経済的・社会的・

文化的権利に関する国際規約、児童の武力紛争への参加における児童の権利に関する国際規約の選択議定書、児童人身売買・児童売春・児童ポルノに係る児童の権利に関する国際規約の選択議定書、および汚職に関する国連条約である。
(2008年3月7日、特別報告官レポート) [32d] (パラグラフ 52))

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

7. 治安部隊

警察

- 7.01 米国国務省人権状況カントリーレポート 2008 (USSD レポート 2008)は次の様に述べている。

「ミャンマーの警察部隊は、軍の直轄管理下にありながら、行政組織上は内務省に属している。警察は、第一には通常の犯罪を取り扱い、政治犯罪は扱わないことになっている。政府の課したシステムでは警察も業務遂行のために資金を集める必要があるため、汚職と処罰行為に対する免責が深刻な問題となっている。警察は、被害者にかなりの額の犯罪調査のための資金の支払いを要求するのが普通で、日常的に市民から金を巻き上げている。治安部隊の虐待行為を調査するための法的メカニズムがまだない。政府は、治安部隊の改革のためにこれといった対策を講じていない。」[7g] (1d 項) 警察部隊はおよそ 7 万 2000 人からなり、人口集積地ごとに駐在所を置いている。(ジェーンの 2008 年 10 月 3 日更新の [Sentinel Country Risk Assessments Myanmar\(センチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマー\)](#))[8a] (治安部隊及び外国部隊)

- 7.02 ジェーンには次の記述もある。

「内務省傘下の法執行機関で、ミャンマー警察部隊から独立している機関には、経済犯罪や汚職を扱う特別調査局、政治的犯罪を扱う機関でこの 4 年の間に反政府活動家の監視において傑出してきた特別捜査隊、犯罪調査部、鉄道警察部、および都市開発部がある。ハイウエーパトロール及び油田治安部隊にも予備ユニットが設けられ、国家・地方警察部隊に所属している。」[8a] (治安部隊及び外国部隊)

- 7.03 特別調査局(BSI)は金銭的な犯罪を扱い、犯罪調査部は強姦や殺人などの暴力犯罪を扱う。(カナダ移民・難民委員会、2008 年 2 月 25 日) [50b]

諜報機関

- 7.04 ジェーンの 2008 年 10 月 3 日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマーの治安部隊及び外国部隊の項には次のように記されている。

「巨大で強力な軍の諜報組織は、今や軍事治安司令官オフィス(OCMAS)(軍安全保障局 (MSA) と呼ばれる)が完全に掌握している。...地方軍司令官はその地理的管轄領域内の諜報ユニットを管轄している。中央諜報局本部は行政業務および分析業務を管轄し、実際の諜報活動の指示は地方の司令官が行う。[8a]

- 7.05 元ビルマ人政治囚から得た情報として、カナダ移民・難民委員会(IRB)は 2008 年 2 月 25 日付けの情報請求への回答(RIR)に次のよう述べている。MSA の任務は、難しい政治問題や軍事政権と休戦協定を結んでいる少数民族に係る問題を扱うことにある。MSA はビルマ軍の一部である。同じ情報源によれば、特別捜査部隊は警察部隊に報告を上げる責任があり、「...NLD のメンバー、NLD や少数民族政党出身の議員(MP)および 88 世代学生グループのメンバーなどを含む主要な反政府活動家の係るケースを扱う。」[50b]

- 7.06 外国・連邦省(FCO)は、2007 年 6 月 5 日付けの E-メールで次のように答えている。ビルマ軍の諜報部隊は一般市民及び個人に対する監視活動を行う。一般社会のメンバーもまた監視活動に携わっていた。さらに、FCO によれば、軍諜報部は個人が政治活動に関与しているとすればそれを見つけ出すことが出来るはずであると言う。[5f] USSD レポート 2008 によれば、「治安担当官は、定期的に一般の私信、電話、及び E-メールを検閲している。」[7g] (セクション 1f)

集会・結社の自由の項も参照されたい。

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

軍隊

- 7.07 ビルマ軍 (またはタマドー) の勢力は、35 万人から 40 万人に達する。(ジェーンの 2008 年 10 月 3 日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマー)[8a] (軍隊)

- 7.08 軍の中では陸軍が最大の勢力を持ち、30万から35万人を有する。ミャンマー軍は伝統的に国内治安作戦のために構成・配置されている。主要な人口集積地における内乱を鎮め、地方では共産主義ゲリラ、民族分離活動家グループおよび麻薬王の軍隊に対し反政府運動鎮圧作戦を行い...」しかしながら、1989年以來、「...国境防衛を含む従来型の防衛の役割に大きな重点を置くようになった。また、一般のインフラ開発プロジェクトへの参加も優先度が高くなってきた。もっとも、そのために強制労働を多用したことから国際的に悪名を高めることになった。」（ジェーンの2008年10月3日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマー）[8a]（軍隊）ジェーンは更に次のように言っている。「これまで重きを置かれてこなかった空軍・海軍もこの10年の間にかなりの最新兵器を獲得したのだが、ビルマ軍は、訓練、通信、機動性、兵站及び維持管理の面で一般に後れを取っている。」[8a]（軍隊：防衛体制）

治安部隊による虐待

刑務所における虐待の項も参照されたい。

恣意的逮捕・身柄拘束

- 7.09 USSD レポート 2008 には次のような記述がある。

「法律は恣意的な逮捕・身柄拘束を認めていないが、政府は日常的にそれを行っている。法律では、囚人が当初の判決の刑期を終えた後に、当局は刑期を延長することが出来るとしている。政府はこの条項をしばしば活用し...軍治安部隊（MSA）の係官や特別捜査部隊（SB）の警官は政府にとって脅威とみなされる政治犯容疑者を拘束する責務を負っている。容疑者を拘束すると、MSA あるいは SB の係官はその容疑者の尋問を何時間から何ヶ月の単位で行い、尋問期間中いつでも起訴することが出来る。」[7g]（セクション 1d）

- 7.10 2007 年の民主化デモについて、アムネスティ・インターナショナル(AI)は次のように報告している。

「抗議デモの最中、まだ9月25–29日の弾圧の前のことだが、多くのNLD（国民民主化連盟）や88グループ（88年世代学生グループ）の活動家達が逮捕された。それは明らかに弾圧の先制措置であった。

「弾圧中にも大量一斉検挙があり、官憲はその年いっぱい抗議活動家やその支持者たちの逮捕を続けた、当初は10月（2007年）の3週間の外出禁止を逮捕活動に利用したのであった。3,000人から4,000人に及ぶ政治犯が身柄拘束され、そこには子供や妊婦も含まれていた。そのうち700人は年末まで拘留されていたと信じられている。少なくとも20人が起訴され、テロ対策措置法の下に、国際的な公正な裁判基準に合わない手続きを経て判決が下された。身柄拘束者と被告は弁護士を付ける権利を与えられていない。」[12a]（政治犯の収監）

- 7.11 FCOは、2007年10月30日付けの書簡で、官憲が探している身柄拘束者の家族は「高いリスクカテゴリー」にあった、と述べている。その後、見つからない活動家の代わりに家族が身柄拘束されるという事件が起こったと同書簡は述べている。[5p]

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

拷問

- 7.12 USSD レポート 2008 は次のように述べている。

「拷問を禁じる法律はあるが、治安部隊や他の政府側部隊は拷問、殴打、あるいは囚人・身柄拘束者・市民の虐待を行っていると言われている。彼等は、身柄拘束者を威嚇し、混乱させるように出来ている厳しいテクニックを用いて尋問している。これまで、当局は虐待事件の調査や加害者の処罰のためにほとんど何もアクションを取ってこなかった。」[7g](セクション1c))

- 7.13 USSD レポート 2007 における記述は以下の如くであった。

「国連特別報告官パウロ・セルジオ・ピニエイロは、その2007年12月レポートに、拷問と屈辱的な身柄拘束状況について報告しているが、それは、囚人の扱いに対する国際的なスタンダードを満たしておらず、国際法で禁じられている残虐、非人道的かつ屈辱的な取扱が行われていると記している。2007年

のデモ弾圧後、拘禁中の死亡、殴打、虐待、過密で不衛生な環境の中で食料・水・医療処置が十分に与えられていないことなどの報告が多くなった、と報告している。[7a]（セクション 1c）

- 7.14 アムネスティ・インターナショナルは 2008 年年次報告に次のように述べている。

「2007 年 9 月の民主化運動デモの弾圧中、何人かの身柄拘束者達が...犬小屋として設計されたような部屋で屈辱的な状況におかれた。拷問、その他留置中の殴打をはじめとした残忍、非人道的かつ屈辱的な扱いがあったと報じられている。ある拘禁者は砕かれたレンガの上にむき出しの足のまま長時間ひざまずかされたり、長時間不安定な姿勢のままつま先立ち（自転車乗りの姿勢と言われるもの）をさせられたりしたという。身柄拘束された僧侶たちは、僧衣を脱がされ、食事を取ることを禁じられている午後に食事を取らされたりした。[12a]（拷問及びその他の虐待）

- 7.15 USSD レポート 2008 には次のように報告されている。

「タイに拠点を置く政治囚支援協会は、2005 年、ミャンマー政府が政治犯に課している野蛮で組織的な拷問についての報告を発表した。35 人の元政治囚の証言に基づき、政府が反政府活動家に与えている物理的・精神的・性的虐待の詳細が報告されている。そして、多くの加害者の名前も載せている。激しい殴打、性器をはじめとした身体の各所への反復電気ショック、皮がむけるまで鉄の棒を向う脛へ擦りつけること、たばこやライターの火の押しつけ、首やくるぶしをロープとシャックルでしばりつけ何カ月も身体の動きを制約すること、何時間も身体の同じ部所を繰り返したたくこと、とがった石・金属・ガラスなどのあつまりの上を歩かせたり這わせたりすること、男性囚人に対する犬によるレイプ、女性の囚人に対する強姦の脅し、など様々な拷問の詳細が報告されている。囚人への罰として長期独房監禁も使われた。

「警察拘置所に売春が持ち込まれ、警官による強姦や盗みも行われたという信憑性のある報告がある。ときには、警官や兵士に強姦されたと言われる女性を当局が逮捕し起訴するということがあった。治安当局の係官は、告発または容疑をかけられた政治犯の逮捕に当たって、彼らにフードをかぶせることがしばしばであった。

「軍隊は、ポーターを雇う際、強圧的で虐待的な採用方法を使うのが常である。運搬などの労働を強いられた人々は、極めて困難な環境、殴打、強姦、食料・飲み水の不足、時には死につながる虐待にさらされることになる。」 [7g] (セクション 1c)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

裁判なしの処刑および「行方不明」

7.16 裁判なしの処刑の問題に関して、USSD レポート 2008 は次のように記している。「政府若しくはその代行機関が恣意的かつ違法な処刑を行っているという報告は無数にある。政府は、処刑を行った係官を処罰しない。裁判なしの処刑や拘禁中の死亡の報告が特に多い。」 [7g] (セクション 1a)

7.17 USSD レポート 2007 における記述は次のとおりである。

「政治囚支援協会ービルマ(AAPP)の推定によれば、2007 年 9 月の平和的民主化運動デモに対する官憲による暴力的な弾圧の際にはおよそ 100 人の死者が出た。同協会の 12 月のレポートによれば、ミャンマーの人権問題担当の国連特別報告官パウロ・セルジオ・ピニヘイロは、9 月 26 日・27 日、抗議デモへの弾圧が直接の原因で少なくとも 30 人が死亡したと報告した。国営紙ニューライトオブミャンマーの報道では、9 月のデモ鎮圧において死亡した抗議活動家は 10 人であったという。ピニヘイロ氏が得た信頼すべき情報では、9 月 27 日から 30 日にかけてラングーンのイエ・ウェイ火葬場において多数の死体が治安部隊により茶毘に付されていたという。」 [7a](セクション 1a)

7.18 アムネスティ・インターナショナルは 2008 年レポートに次のように述べている。

「国家治安部隊ないしその協力者達は平和的にデモ行進を行っている群衆に向かってゴム弾および実弾を浴びせた。これによる死傷者の数は不明である。銃撃は戦車の上、歩道橋の上や被害者達の側面から行われたという目撃者の証言から見て、官憲はデモのリーダーもしくはリーダーと思われる人物を意図的に狙ったものと思われる。」 [12a](殺害および武力の乱用)

- 7.19 いわゆる「行方不明」については、USSD レポート 2008 は次のように記している。

「一般市民および政治活動家が数時間から数週間（時にはそれ以上）「行方不明」となり多くが行方知らずのままとなることが続いている。そのような「行方不明」は、通常、官憲が容疑者をその家族に知らせずに身柄拘束すること、あるいは軍隊が輸送関連業務のため一般市民をほとんどの場合家族には無通告で徴発することから生じる事件である。軍への問い合わせは通常無視される。そのように身柄拘束された容疑者がその後まもなく家族のもとに帰される場合もある。2007 年 9 月の平和的な民主化運動デモの後に治安部隊により個人の住宅や僧院が夜間に手入れを受け、多数の住民や僧侶が身柄拘束されたという報告を調査するため政府は何のアクションも取っていない。」 [7g](セクション 1b) アムネスティ・インターナショナルの 2008 年レポートによれば、2007 年 9 月の民主化運動の際少なくとも 72 件の強制行方不明があったと言う。 [12a](強制行方不明) USSD レポート 2008 には次のような記述もある。「軍にポーターとして徴発された人および労役や運搬労働に回された囚人の所在はほとんど不明のままである。それらの人々の家族は、生き残った同僚が後に家族に連絡する場合にのみ最期を知るのが常である。」 [7g](セクション 1b)

- 7.20 USSD レポート 2008 には次のような記述がある。

「9 月の平和的な民主化運動デモの後に官憲により個人の住宅や僧院の夜間の手入れが行われたという証言がある。ラングーンでは、目撃者、メディアおよび外国公館代表などによれば、9 月 26 日に始まったデモ弾圧の後、数多くの住民や僧侶が住宅や僧院から連れ去られたり消え失せたりしたと言う。2007 年末までに戻ってきた僧侶はおらず、依然として行方不明のままである。」 [7a](セクション 1b)

その他の政府武装グループ

- 7.21 ジェーンの 2008 年 10 月 3 日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマーの軍隊に関するセクションには次のように記されている。「政府は緊急時の戦いのために動員出来る多くの人員を抱えている。たとえば、村落民兵に加え、基本的な軍事訓練を受けているミャンマー赤十字および消防隊など...退役軍人組合も国家予備軍の一部と考えられる。」 [8a](武装勢力)「...

民兵部隊(総勢 35,000 人)は官憲により自衛隊として使われる自由な村落組織となり、内乱時に警察を補佐する役割を持たされることになった。民兵部隊の多くは旧式の武器しか持っていない。」 [8a](治安部隊及び外人部隊)

目次に戻る
出典資料目録に進む

連邦団結発展協会(USDA)

7.22 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は 2008 年 10 月 9 日付けのビルマに関するレポートに次のように記している。

「1993 年に軍事政権が設立した国家連帯発展同盟(USDA)は軍事政権の政治部門として育ちつつある。USDA メンバー (2001 年で総数 1600 万人) の拡張には荒っぽい募集戦術が使われた。しかし、USDA 内部で軍事政権を真に支持するものは限られていると思われる。2007 年 8 月・9 月、軍事政権に反対する平和的抗議デモを妨害するため USDA メンバーが派遣され、この組織に対する一般の感情を悪いものにした。」

7.23 フリーダムハウスの世界における自由ワールドレポート 2008 : ビルマには次のように記されている。「国家支援組織としての国家連帯発展同盟 (USDA) は、2007 年の民主化デモの際に、反政府グループに対して、いやがらせ、威嚇や襲撃などをしばしば行い...」 [14a] USSD レポート 2008 は次のように述べている。「USDA は法執行機関としての責任を高めつつあり、逮捕、身柄拘束、人権活動家や民主化活動家の取り調べなどに従事している。」(セクション 1d) また、USDA は、個人財産を自分たちの使用のために差し押さえるともいわれている。 [7g](セクション 1f)

7.24 ヒューマン・ライツ・ウオッチ(HRW)は、そのワールドレポート 2008 で、USDA の正規メンバーは 2300 万人である、としている。 [39a](抗議デモへの武力弾圧) 米国国務省の国際的信教の自由レポート(USSD IRF レポート)2008 によれば、USDA の活動への参加はしばしば強制的なものであると言う。 [7b](セクション II)

7.25 カナダ移民・難民委員会(IRB)は 2008 年 2 月 25 日発行の情報問い合わせへの回答(RIR)に、ビルマの元政治囚から得た情報として次のように記している。

「国家連帯発展同盟（USDA）は、国境地帯の近隣地域の一般住民を監視するための地方諜報支部を持っている。また、情報省は、ジャーナリスト、ブロガー、ネット利用者などを監視する体制側のジャーナリストからなる諜報部門を持っている。」 [50b]

目次に戻る
出典資料目録に進む

スワン・アール・シン

7.26 HRW ワールドレポート 2008 によれば、市民会派スワン・アール・シンは 2007 年 9 月のデモ襲撃において USDA 及び治安部隊を支援したという。外国からの干渉と糾弾を非難して、USDA とミャンマー女性問題連盟は国中で大規模な抗議集会を開催し、民主化運動を煽る外国メディアを非難した。[39a](抗議デモへの武力弾圧)

7.27 HRW の 2007 年 12 月 6 日のレポート「弾圧：2007 年大衆抗議デモの武力制圧」には次のごとき記述がある。

「USDA に加え、最近 SPDC はスワン・アール・シン(SAS)あるいはマスター・オブ・フォース(Master of Force)と呼ぶ新たな会派を結成した。SPDC はその会派の存在を公式にはほとんど認めていないが、ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューしたビルマ人のほとんどが、周辺での同会派の動きについて語り、近辺にいる同会派メンバーを特定することも出来るとのことであった。同会派メンバーは基礎的な軍事訓練を受けている。行進すること、スローガンを叫ぶこと、参加者を集めること、基礎的な格闘術など...

「スワン・アール・シンの正規メンバーは、政府系のビジネスリーダーから月 5,000 チャットの給料、米、および料理用油を与えられ、大体は近隣地区の偵察に使われているが日常的には警察の補助をしている。SAS メンバーには他に凶悪犯や軽犯罪者として知られる者もあり、彼等はしばしば反政府分子の虐待に従事し 1 日 3,000~5,000 チャットを支払われている。

「SAS の指令系統は地方自治体のものと連動している。区レベルの SAS ユニットは 20 人のメンバーからなると言われており、元区長の監督下にあるケースもある。タウンシップレベルの SAS ユニットは、傘下の地区ユニットの数

により規模はまちまちである。ディストリクトレベルの SAS ユニットは、
USDA メンバーの監督下にあると言われている。スワン・アール・シンの行動
は機動隊の指揮のもとに行われ、間接的に軍の監督を受けている。」 [39](VII
章)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

8. 司法制度

組織

- 8.01 2008年12月更新のUSSDビルマ背景ノートに次のように説明がある。「ビルマの法制度は英国統治時代のシステムに基づいているが、軍事政権の支配下にあるため公正な裁判は保証されておらず、司法の独立性はない。新憲法では最高裁、合憲裁判所および下級裁判所が設けられることになっている。[7c] 2008年12月3日のEuropa World onlineサイトによれば、1988年の軍則に則り、...最高裁裁判官として5人が任命された。裁判長、検事総長及び次席検事も任命された。2003年3月、次席裁判長、4人の裁判官、更に2人の次席検事が任命された。」[1](司法制度)

独立性

- 8.02 米国国務省人権レポート2008は次のように記している。

「ビルマの司法制度は政府から独立したものとなっていない。SPDCが最高裁の裁判官を任命し、その最高裁判事がSPDCの承認のもとに下位の裁判所判事を任命する。SPDCが制定する法令に基づく裁判判決は法的拘束力を持つ。裁判所はタウンシップレベル、ディストリクトレベル、ステートレベル、国家レベルのそれぞれにある。人民のための軍事裁判所はないが、政治的に慎重を期すべき市民の裁判における判決は軍事政権の指示のもとになされる。」[7g](セクション1e))

- 8.03 さらに、USSDレポート2008には次のような記述もある。

「政府は法を支配しており、公正な裁判などの権利を保障する憲法の条項に拘束されない。公式には英国植民地時代の法制度を継承しているのだが、裁判制度とその運用は著しく不備なものとなっており、特に政治犯の取り扱いにおいて不具合が見られる。非常事態に関する法律、不法結社に関する法律、常習犯に関する法律、電子取引に関する法律、ビデオに関する法律、破壊分子の脅威から国家を救うための法律などの包括的な法律が不当に用いられ、政治目的に係る裁判が恣意的に操作され、市民の公正な裁判権を奪い、平和的な抗議活動を抑圧している。いかなる者の逮捕も憲法と民主化へのロードマップへの脅威

とみなすと規定する大統領令 5/96 は国民の間での討論を抑圧する目的を持っている。汚職の蔓延が、司法制度の公平性の崩落を助長している。」 [7g](セクション 1e)

- 8.04 フリーダムハウスの世界における自由ワールドレポート 2008 は、ミャンマーの司法制度には独立性がないと断言し、次のように述べている。

「裁判官は軍事政権により指名されるかその承認のもとに任命され、判決は軍政の定める法令に従ってなされる。行政拘禁に関する法律により、SPDC が国家の安全と統治にとって脅威とみなされた者は告訴、裁判、弁護士の弁護等なしに 5 年以下の拘禁が許される。一般犯罪のケースには基本的適正手続きの権利が守られていると言われるが、政治的なケースは別であり...」 「14a」

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

公正裁判

- 8.05 USSD レポート 2008 は次のごとく記している。

「新憲法は公正な裁判の権利を保証しているが、同時に体制側が意図的にこの権利を侵害することを許すような例外条項が沢山ある。政治犯の裁判と一般の犯罪の被告に対する裁判の間には根本的な相違がある。被告弁護に代表される権利などの基本的適正手続きの権利は一般犯罪の裁判においては概ね尊重されているが、政府が取扱注意とみなす政治犯の裁判においてはそうではない。法により、政府は、死刑求刑のケースを除き公費で弁護士を提供する義務は持たない。一般の裁判では、裁判準備、証言要求とそのクロスチェック、証拠吟味などのため 15 日間被告弁護士を置くことが認められており、訴訟準備のため 15 日間の延長が認められる。しかしながら、弁護士の本来の役割は、結論の見えている被告の罪に対する反証を行うことではなく、被告の刑を出来るだけ軽くするよう裁判官と争議することにある。政治犯の裁判は、通常、家族にも一般にも公開されないことが多く、被告弁護士の出廷も認められないことが多い。信頼すべき報告によると、政治犯の裁判に対しては、証拠や法律の根拠なしに、政府上層部から判決指令が出るという。法律は有罪判決を受けた罪人が抗告することを認めているが、ほとんどのケースでは、上訴は無視され判決はそのままとり...

NLD メンバーや民主化運動家は、一般的には、弁護士が投獄されるという心配なく弁護士相談を維持することが出来るのだが、弁護士は裁判がいつ開始されるか知らされないのが常で、法廷に出席することを拒絶されることもしばしばである。

「この年は、当局は数多くの政治犯に対する法的喚問を行わなかった。外国公館の知るところでは、少なくとも 120 人に対して判決が下されたということだが、政治囚支援協会(AAPP)をはじめとする一部の NGO によれば有罪判決を受けた者は 200 人以上になると言う。それら有罪判決を受けた人たちの中には 1 年以上も裁判なしに収監されていた者もいると言う。

「同年 10 月及び 11 月に、弁護士のアウン・テイン、キン・モン・シェインおよびニ・ニ・フトウエが 4 カ月から 6 カ月の懲役刑を言い渡された。彼らが弁護していた政治犯の何人かが適正続きを受けていないと抗議したことが法定侮辱罪に当たるとされたのであった。ソウ・チョー・チョーと言う弁護士も侮辱罪を問われたが、収監されずに釈放された。独立リーガル・アドバイザーによると、法廷侮辱罪で弁護士が懲役刑を受けることはまれで、罰金刑となるのが普通であると言う。その年の末の時点で、ほかに 14 人の弁護士（大部分が 1998 年に判決を受けた者）が収監されたままであった。

「政府は、破壊分子の脅威から国を守るための法律に基づき囚人に判決を下すのが常である。内務大臣は、6 件のケースに対し 2 カ月ずつ（合計 12 カ月）の判決を一方的に下す権限を持っている。SPDC 議長タン・シュエ將軍は判決に 5 年を追加する権限を持つ。」 [7g](セクション 1e)

- 8.06 世界における自由ワールドレポート 2008 には次の記述がある。「しばしば適用される 1996 年発布の法令 5/96 によれば、国益に悪影響を与える活動に対しては 20 年以下の懲役を与えることが出来る。」 [14a]
- 8.07 活動家に対する裁判について、ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2008 年 11 月 11 日の記事の中で次のように述べている。「現在行われている裁判では、被告の家族の出廷は認められていない。いくつかのケースでは法定代理人が拒否され、政治活動家弁護の弁護士 4 人が、被告の求めに応じて法的代理人を辞退しようとしたり不当な喚問に抗議したりして侮辱罪の懲役判決を受けた。
[39g]

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

政治的所属の項も参照されたし。

目次に戻る
出典資料目録に進む

9. 逮捕および身柄拘束—法的権利

- 9.01 Europa World online サイトの報告によれば、新憲法の下では、「治安上の事由ないしそれに準ずる事由のある場合を除き国民は 24 時間以上拘禁されることはない。」[1](憲法) 他方、USSD カントリーレポート 2008 は次のように記している。

「法により刑事捜索および逮捕には令状が必要である。しかしながら、MSA および警察は意のままに捜索及び逮捕を行う特権を持っている。裁判所は、告訴なしに拘束者を 2 週間（さらに 2 週間延長可）拘留することが法的に認められている。しかし、出廷前にこの期間を延長することがしばしばある。政府は、無期限拘留を認める 1950 年の緊急事態に関する法律に基づきしばしば人々を拘束する。実際に、起訴の通告もなしに 1 年以上拘留された人も多い。」[7g](セクション 1d)

- 9.02 デモクラティック・ボイス・オブ・バーマは、2008 年 2 月 1 日、次のごとく報じている。「軍事政権は、逮捕令状、法的手続き、裁判および法的アピールなど一切なしに人々を投獄する根拠となる法律および政令を作った。」[3a] そして、フリーダムハウスは、世界における自由ワールドレポート 2008 において、次のような見方を示している。「行政的拘束に関する法律によれば、SPDC が国の安全と統治にとって脅威とみなす場合は、起訴、裁判、あるいは弁護士へのアクセスなしに 5 年まで人々を拘留することが出来る。」[14a]

- 9.03 USSD レポート 2008 には次のごとき記述がある。

「一般犯罪のケースでは保釈が認められるのが普通であるが、政治犯の場合は稀である。当局は、拘束者が弁護士に相談する権利を否定することがしばしばある。被告及びその家族が法的代理人を選ぶ権利を認めない。隔離拘禁も続いており、かなり後になるまで家族に知らされないこともよくある。[7g](セクション 1d)

- 9.04 内務省の 2007 年 10 月 30 日付けの書簡には、不起訴になって釈放された場合も逮捕者の記録は残されるという外国・連邦省(FCO)の得た情報が示されている。[5p]

恣意的な逮捕及び身柄拘束の項も参照されたし。

目次に戻る
出典資料目録に進む

逮捕令状

- 9.05 逮捕令状は、逮捕の数時間前に裁判所が警察に対して発行する。（2008年10月20日付けFCO書簡）[5e] 逮捕すべき人物が不在の場合には、令状を家族の下に預けることが出来る。（2008年2月27日付けFCO E-メール）[5c]
- 9.06 FCO と話をしたあるビルマ人警察官によれば、逮捕令状は通常ビルマ語でのみ発行される。しかし、その警官は、自分は経験していないが、逮捕対象者が外人の場合、裁判所はビルマ語の令状とともに英語の令状も発行することがありうると言った。（2007年9月5日付けFCO E-メール）[5d]
- 9.07 米国国務省(USSD)は、実際にビルマの関係官庁にあるビルマ警察と囚人の記録を含む多くの文書をビルマ人用ビザセクションにリストアップしている。
http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3525.html#docs [7f](ビルマ互惠スケジュール：カントリードキュメント)

偽造文書及び不当入手文書の項も参照されたし。

目次に戻る
出典資料目録に進む

10. 刑務所の環境

- 10.01 2009年2月25日発表の米国国務省人権問題カントリーレポート2008(USSD Report2008)は次のように記している。

「刑務所及び労働キャンプの環境は厳しく、死の脅威を感じさせるような状況にある。刑務所部門は約40の刑務所と70の労働キャンプを持っている。刑務所では、食料・衣服・医薬品が不足しているといわれている。一部の刑務所では囚人に食事代の支払いを強要したという報告もある。ベッドも十分に配備されておらず、シングルマットを床に敷いただけというケースもある。囚人は、月に1～2回の面会が許されている家族に必需品の差し入れを頼むことを強要されている。政府は、食料・衣服・医薬品のほか書籍やテレビセットの寄贈を一般に求めているが、寄せられた品物が政府役人に横流しされているとも言われている。囚人は起訴なしに何週間、何カ月も拘留され、正式に起訴されるまで家族の面会や緊急補給食品の差し入れは禁じられている。刑務所における注射器の共用や囚人による性的虐待などのためエイズの感染率は高い。」
[7g](セクション1c)

- 10.02 USSDレポート2007の記述は次のようなものであった。

「目撃者の報告によれば、2007年9月の平和的民主化デモに係る何千人もの囚人たちは、一時しのぎの拘置所に拘禁された。マンダレーのプラテ・ミョット警察センター、政府技術院(GTI)、チャイク・カ・サン尋問所、11月7日警察センター、アウン・タ・ペイ、およびラングーンの第五機動隊センターなどである。政府がピニヘイロ氏に語ったところによると、治安部隊は9月27日から10月15日までの間に1,930人のデモ参加者を捕えてGTIに送ったと言う。GTIにおける目撃者の推定では1,500人も収容できないような施設に2,000人以上が拘留されていたと言う。GTIにおける拘留から釈放された人によると、拘留者たちは、ぎっしりと詰め込まれ、不衛生で、屈辱的で、危険な環境の中におかれていたと言う。何人かの目撃者によると、トイレの設備のあるところは少なく、拘留者たちはビニール袋の中や人の寝ている床の上で用を足すことを強いられていたと言う。女性に生理用品は与えられず、不快な公衆の面前で処理せざるを得ない状況にあったと言う。食事や水は清潔ではなく多くの者が病気にかかり、更に不衛生な環境を増長した。

「2007年9月と10月には、民主化デモで拘束された人のうち何人かが拘置所の劣悪な環境のため死亡したという報告がいくつもあった。ピニヘイロ氏は、拘束された僧侶の目撃証言として、民主化デモの関係で逮捕された人々のうち14人が9月27日から10月5日までの間にGTIにおける拘留中に死亡したと述べている。その僧侶の考えでは、それらの人々の死亡の原因はデモ中に受けた負傷ではなく拘留中の劣悪な環境にあると言う。[7a](セクション1c)

- 10.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチはそのワールドレポート2008に次のごとく記している。

「2006年1月以来、国際赤十字委員会(ICRC)は刑務所訪問を許可されていない。2007年の間、彼等はその活動に対する制約のため地方の現場事務所を徐々に閉鎖していった。ICRCは2007年6月に珍しく公式声明を出し、タイミャンマー国境地帯に住む男性、女性、児童に対する虐待行為が続いているのは国際人道法の多くの条項に反するものであると発言した。[39a]

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

刑務所における虐待

- 10.04 USSD レポート2008によれば、「刑務所における医療ケアは一般国民に対する劣悪な保健サービスをある程度反映しているのだが、政府は囚人に対し適切な医療ケアを施すことを拒んでいる。」政府が囚人に適切な医療ケアを与えなかったというケースがいくつも同報告に記録されている。[7g](セクション1c)

- 10.05 さらに、同レポートには次のように述べられている。

「政府は政治犯を拘束していないと主張しているにもかかわらず、囚人たちの報告によれば、当局は政治活動家を共用の小部屋に収監しており、そこで政治犯たちは常習犯から殴打や虐待を受けていると言う。

「政府は、国際赤十字委員会(ICRC)の自由な刑務所訪問を拒み続けている。ICRCは、囚人と個別単独に面会すること、希望に応じ何度も訪問すること、あるいは保健用品や衛生用品を差し入れることなどが出来ない。結果として、

ICRC は、治安上の拘束者、少数民族拘束者、外国人拘束者、病人や老人などの弱者などを含む 4,000 人以上の拘束者のケースをフォロー出来なかった。」
[7g](セクション 1c)

10.06 アムネスティ・インターナショナルは 2008 年レポートで次のように述べている。

「2007 年 9 月の弾圧の際に拘束されその後尋問中の扱いが原因で死亡した人は数知れず...9 月 27～29 日にヤンゴン市のイエ・ウェイ火葬場で夜間に多くの死体が茶毘に付されていたとの報告がある。火葬場が夜間に稼働することは異例なことで、火葬場の一般職員は場を離れるよう指示され、国家治安部隊とその協力グループによって火葬が行われたと言う。ある夜の目撃者によると、一部の死体は首が切られたり重症を負っていたりしていたと言う。」 [12a](拘留中の死亡)

治安部隊による虐待の項も参照されたし。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

11. 政治的所属

政治的表現の自由

11.01 2009年2月25日発行の米国国務省カントリーレポート2008 (USSD Report 2008) は次のように述べている。

「体制は、政権交代を求める市民の権利を組織的に抑圧し威嚇することを続けている。また、体制は1990年の選挙に基づく国会の開催を拒み続けている。

「新憲法によれば、総選挙で選ばれた国会議員により二院制議会が形成される。しかし、議席の25%以上が制服組の国軍司令官に任命された軍人のために確保されている。また、選挙前の少なくとも10年間に継続してビルマに住んでいた者だけに被選挙権が与えられ、そうでない者は排除される。事前の不正で体制が資格なしとみなした者、外国の支援を受けている者、あるいは外国籍を持っている者も除外される。さらに、新憲法は5月には発効させることが技術的には可能なのだが、憲法の条件により、2010年に国会が開かれるまでSPDCが引き続き国家統治にあたることになる。

「1962年以来、現役の軍人が政府の主なポジションを占めてきた。軍事政権は、ほとんどの省庁における幹部ポジションに現役軍人ないし退役軍人を配置した。年末時点で、大臣レベルの33のポストのうち30が現役軍人ないし退役軍人により占められることになる。首相、ラングーン市長、マンダレー市長、行政センターのネーピドー市長も軍人である。[7g](セクション3)

政治体制と憲法の項も参照されたい。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

集会・結社の自由

11.02 USSD レポート2008によれば、集会の自由は法により規制されており、事実それは政府により厳しく取り締まりを受けているという。同レポートは次のように記している。

「政令は、屋外での5人以上の集会を許可なしに開くことを公式に禁じている。この政令の規定は必ずしも常に守られるわけではなく、時には5人より少ない人数の集会も禁じられることがある。NLDはこの報告の時点ではまだ法的に認められた政党であったのだが、その事務所はラングーンの本部を除き政府の命令で閉鎖のままとなっており、NLDがその本部の建物の外で政党活動を行うことも違法とされている。NLD以外の9つの合法政党についても、党員の集会には政府の許可が必要とされる。NLDの建物の外でNLDメンバーを含む集会が非公式な形で行われることがあるが、その活動は治安部隊によりしっかりと監視される。当局は時々、NLDに集会参加者リストを提出するよう求めることがあるが、そこには参加予定者を参加しにくくする目論見がある。官憲及びその支援者は、平和的なデモや集会を分裂させるために威嚇、暴力、および逮捕権を用いることがしばしばある。[7g](セクション 2b)

- 11.03 結社の自由に対する制約については、同じく USSD レポートに次のように述べられている。

「...特に NLD メンバー、民主化運動家、亡命者グループとコンタクトしている者にたいしては、結社の自由が制限されている。法律では、国家元首が不法と宣告した組織・団体との結社を禁じている。

「結社の自由は、通商組合、学者グループ、USDA などの政府公認団体にのみ認められている。非宗教的組織、非営利組織もいくつか存在するが、それらは政府のポリシーに従って慎重に行動している。[7g](セクション 2b)

海外におけるビルマ人デモ

- 11.04 COI 局宛ての 2008 年 8 月 1 日付け書簡で、外国・連邦省(FCO)は、ビルマ人の海外でのデモ参加に関して、次のように言っている。

「...彼等は、海外でデモに参加したというだけでビルマにおいて虐待を受けたと言う人達のケースについて知らされていない。

「当局が個々のケースに対してどのような判断を下すかは難しい問題である。しかし、少なくとも次のようなケースでは罰を受ける危険性が高いと信じている。一つは、デモを指導・組織した場合であり、もうひとつは、特別過激な扇

動行為を行った場合である。数多くの人に参加するデモやイベントに参加すること自体は、私の見るところ、ことさら注目を引くことではない。国に帰ると取締りを受ける（すなわち、見張られ、つけられ、制約を受ける）ことになるが、それは多くのビルマ人に対するものと変わるものではない。」 [5g]

- 11.05 上記書簡は次のように続けている。「上記のようなイベントへの参加が処罰に当たる場合、ビルマ当局のとり行為はさまざまである。たとえば、ビルマに帰国したらパスポートを没収・無効とすることもある。逮捕し、教唆・扇動あるいは国家に対する怒りの扇動（反政府行為）のかどで起訴されることもある。そして、懲役刑、おそらく終身刑の判決を受けることがありうる。」 [5g]

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

野党および政治活動家

- 11.06 USSD レポート 2008 には次のように記されている。「10 の合法的に登録された野党が存在するが、ほとんどが消滅寸前の状態にある。官憲は体制を支持しないグループに対して嫌がらせや脅しをかけている。」 [7g](セクション 2b)

- 11.07 フリーダムハウス世界における自由ワールドレポート 2008 の記述は次のとおりである。

「軍事政権は、1990 年の総選挙結果を受け入れることを拒み、485 議席の二院制の国会を開催することを阻み、かの選挙での NLD の勝利をほとんど無効なものとしてしまった。官憲は多くの NLD メンバーを投獄し、何千人もの NLD メンバー及び職員に辞職するよう圧力をかけ、党事務所を閉鎖させ、メンバーの家族にいやがらせをし、党の集会を邪魔するため一度に何百人ものメンバーやサポーターを逮捕した。... NLD のほかにも軍事政権に抑圧されている 20 以上の政治団体がある。」 [14a]

- 11.08 アムネスティ・インターナショナルは 2008 年レポートで次のごとく述べている。「2007 年 8 月に始まった大規模デモの以前にも、政府と政治基盤を異にする多くの名の知れた反政府活動家が逮捕されたが、その幾人かは 7 カ月後によく釈放された。」 [12a](政治犯の投獄)

国民民主連盟 (NLD)

- 11.09 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、2008年10月9日付けのビルマに関するレポートで次のように報告している。

「NLDは、依然として、軍事政権にとって政治的敵対勢力として最も大きな存在である。しかしながら、何年にも及ぶ軍事政権による妨害行為のお陰でNLDは弱体化してきた。当事務所のほとんどが閉鎖させられ、多くのメンバーが辞職を余儀なくされた。2001-02年の短い雪解け時代にはNLDのリーダー達は国の周囲でサポーターと会うことが出来、それら集会のいくつかには、USDAの威嚇があったにもかかわらず多くの参加者が集まり、NLDは依然として多くの大衆の支持を得ていることを示したのであった。将軍たちはいぜんとしてアウン・サン・スー・チーを大きな脅威とみなしており、過去19年間のうち12年も自宅に軟禁してきた。」[46](民主化国家連合)

- 11.10 英国の外国・連邦省(FCO)は、2007年6月5日付けのE-メール返信において、アウン・サン・スー・チーが国民民主連盟(NLD)およびその傘下の青年団を含むすべてを率いている、と述べている。NLDは、その中央委員会が置かれているラングーンにおいてのみ活動が許されている。ラングーンを除く各地のNLD支部は閉鎖された。[5f]

- 11.11 FCOは、2007年3月8日の書簡にて、次のように述べている。NLDは、社会福祉、女性連合、医療支援、成人委員会、報道委員会、法制委員会および青年部などの委員会を持っている。[5o]

- 11.12 2007年9月のデモ以降、集会に対する制限や全国的な支部の閉鎖のため、NLDの多くの国内事務所での集会は開かれていない。バゴーのあるNLDメンバーによれば、NLD本部からの指令がないことが集会開催の妨げとなっていると言う。(デモクラティック・ボイス・オブ・バーマ、2008年10月9日)[3b]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

全ビルマ僧侶連盟

- 11.13 2008年10月9日付けEIUビルマレポートは次のように記している。

「ミャンマー人の仏僧にたいする敬虔な崇拜精神が反政府勢力の重要な基盤となっている。1988年の民主化蜂起は失敗に終わったのだが、そこでは僧侶が主要な役割を果たした。2007年9月には、何千人もの僧侶が再び街頭デモを行った。初めは経済の困窮に対する抗議であったが、後には軍事政権の退去を求める抗議に変わった。デモに参加した僧侶の一部は全ビルマ僧侶連盟と称する活動家グループに属している僧侶であった。SPDCはサポーターを僧院にもぐりこませ、2007年の抗議デモの後何百人もの僧侶の身柄を拘束した。

[46](仏教僧)

- 11.14 2007年の民主化運動の盛り上がりの中で設立された全ビルマ僧侶連盟(ABMA)は、デモでは警察の主な標的となった。(アムネスティ・インターナショナル 2008年レポート)[12a](表現の自由) ABMAのリーダーの一人であり、デモ組織の容疑をかけられたウ・ガンビラは、不法結社に関する法律に違反したかどで逮捕された。この法律による刑罰は3年以下の懲役である。彼は、タイビルマ国境を許可なしに通過したかどでも入国管理官から告発を受けた。この無許可国境通過の罪としては懲役5年が課される可能性がある。ウ・ガンビラの兄弟コー・アウン・チョウ・チョウも同じ違反行為で逮捕された。(USSDのRIRレポート2008)[7b](セクションII) 2008年11月21日のMizzimaニュースによれば、ウ・ガンビラは、2007年9月の「サフロン革命」に参加したのち、特別裁判所にて合計68年の懲役刑を言い渡された。」[52c]

公正な裁判および信教の自由の項も参照されたい。

88世代学生グループ

- 11.15 2008年11月11日のMizzimaニュースは次のように報じている。

「88世代学生グループの歴史を見ると、同グループは政治団体ではなく、1988年の民主化運動の際に活動していた学生たちから成る運動団体である。... 88世代グループのメンバーの多くは、ビルマの悪名高き刑罰システムの下で長期間の懲役刑に服し、厳しい人権侵害を被っていた元政治囚であり... ミン・コー・ナインほかの政治的に活発な学生リーダーたちにより2005年に結成された。」[52b]

- 11.16 EIU は、その 2008 年 10 月 9 日付けのビルマレポートに次のように記している。

「失敗に終わった 1988 年の民主化蜂起に係ったかつての学生活動家たちにより結成されたいわゆる 88 世代学生グループは、2006 年には軍事政権に対する非公式な反対勢力として勢いを増したのであった。同グループは、2007 年には、いくつもの反政府大衆運動を組織した。その中には政治囚の釈放を求める徹夜の祈りデモ集会などがあった。2007 年 8 月、同グループは、経済的困難を招くことになる燃料価格値上げを決定した軍政に反対する平和的な抗議運動を指揮した。これらの抗議運動はまたたくまに反体制デモに発展したのだが、引き続き行われたデモ弾圧において、ミン・コー・ナインを含むグループの多くのリーダー達が SPDC により逮捕されることとなった。」 [46](88 世代グループ)

全ビルマ学生自治会連盟 (ABFSU)

- 11.17 全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)は、1988 年に起こった民主化運動で活発化し、そのメンバーの何人かが逮捕され投獄され、1990 以降は地下組織化した。2007 年の民主化デモで ABFSU は再び表に出てきた。(イラワジ、2007 年 8 月 28 日) [26a]

最近の出来事および政治的進展の項も参照されたし。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

12. 信教の自由

概観

12.01 2008年9月19日発行の米国国務省の International Religious Freedom Report 2008(国際的信教の自由に関する報告書 2008) (USSD IRF レポート 2008)がビルマについて述べているところによると、「1988 年以来、憲法には信教の自由を擁護する条項はなく... 当局は、なんらかの宗教を信仰する登録宗教団体の信者はおおむね認めている。しかし、政府は、一定の宗教活動には制約を課しており、信教の自由を侵害することもしばしばある。」 [7b]

12.02 さらに、同レポートには次のように述べられている。

「ビルマでは国教は定められていない。しかしながら、独立以来、どの政府も、人民及び軍も圧倒的に仏教徒で占められている。1961 年、政府は仏教を国の宗教と定めようと試みたが、少数派の他の宗教の信者たちの全国的な抗議に遭いその試みは失敗に終わった。しかしながら、実際には、政府の公式行事、寺院への政府の寄進や仏教の布教活動など政府支援の活動はこれまでずっと上座仏教に準拠して行われてきた。軍や役所における昇進の条件には仏教徒であることという条件がある。宗教省では、ササーナ(仏教の教え)普及伝搬のための部門が力を持っている。 [7b](セクション II)

12.03 米国の Commission on International Religious Freedom(国際的信教の自由に関する委員会)はその 2008 年報告において次のように記している。「ビルマのある地域では政府により仏教信仰が強要されている。」 [9](p133) さらに、USSD IRF 2008 は次のように記している。「国の祝祭日には、多くの仏教の祭日のほかにキリスト教、ヒンズー教およびイスラム教の祭日もいくつか含まれている。政府の認定する国民の祝日は、タバウン満月日、4 日間のティンジャン水祭り、仏教新年、カゾン満月日、ワソ満月日、タディンチュット満月日、タザウンモン満月日、クリスマス、イード・アルワーハ、およびディーワーリーである。」 [7b](セクション II)

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

宗教人口

12.04 USSD IRF 2008 には次のような記述がある。

「ミャンマーは、261,970 平方マイルの国土と約 5,400 万人の人口を有する。国民の大多数は上座仏教の信者であるが、実際には占星術、数霊術、占いを伴った大衆的なビルマ仏教および仏教前紀の‘ナッツ’と呼ばれる土着の神の信仰も存在している。修行僧も含めると 40 万人以上に及ぶ仏教僧侶達は、食料や衣服などの日常の必需品を信者からの寄進に依存している。ミャンマーには仏教の尼僧はあまりいない。主な少数派宗教グループとしては、キリスト教（バプティスト、ローマ正教、英国プロテスタント、その他のプロテスタント宗派）、イスラム教（ほとんどがスンニ派）、ヒンズー教、および伝統的な中国の土着宗教の実践者がある。公式統計によると、国民の 90%が仏教徒であり、キリスト教徒は 6%、イスラム教徒は 4%となっている。この統計数字は非仏教徒の数を大体において低く見積もっており、実際には国民の 30%以上が仏教徒以外と思われる。独立の学者の研究では、イスラム教徒は国民の 6-10%を占めていると言う。ラングーにはユダヤ教徒の小さなコミュニティがあり、シナゴークを持っているが、およそ 25 人の信者のために儀式を執り行う居住者のラビはいない。

「ビルマは多民族国家であり、民族と宗教は関連性を持っている。多数派のバーマ族及び東部、西部および南部のシャン族、アラカン族、モン族の間では、上座仏教が最も多い。北部のカチン族、西部のチン族やナガ族にはキリスト教が広まっているが、伝統的な土着信仰も継承されている。チン州の精霊信仰社会には最近プロテスタントが急増していると言われている。南部及び東部のカレン族やカレーニ族の多くは仏教徒であるが、キリスト教も広まっている。さらに、インド系の民族にもキリスト教徒がいる。ヒンズー教は主にインド起源のビルマ人に信仰されている。イスラム教はラカイン州に広まっており、中でも少数民族のロヒンギャ族はほとんどがイスラム教徒である。ラングーン、エーヤワディ、マグウェー、およびマンダレーの各管区に住むバーマン、インド人、ベンガル族もイスラム教信者である。中国系の少数民族は概ね伝統的な中国系の土着宗教を信じている。土着宗教は少数派の山岳民族の間に広がっている。これら土着信仰を起源とする習慣が特に僻地の大衆仏教の儀式の中に残っている。」 [7b](セクション I)

民族グループの項も参照されたし。

目次に戻る

[出典資料目録に進む](#)

憲法および法律

- 12.05 2008年3月に発表された憲法草案について、USSD IRF 2008 は次のように記している。

「それは... ‘国民の大多数の信ずる宗教としての仏教の特別なポジション’を特別に認めているが、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教およびアミニズムも新憲法の発効日時点で国に‘存在している’宗教として認めている。政府は‘これらの認められている宗教を支援し擁護する’、と述べている。新憲法草案によれば、宗教に基づく差別は禁じられ、‘公共の秩序、道徳、健康、及びその他憲法の規定に則った’信教の自由が与えられる。また新憲法は、宗教グループが公的事務所を持つことを禁じている一方で、‘政治目的で宗教を迫害すること‘も禁じている。」 [7b](セクション II)

- 12.06 同レポートには次のような記述もある。

「事実上、すべての団体・組織は、宗教目的か否かの理由の如何を問わず、政府に登録されねばならない。政令は、‘純粋な’宗教団体には正規登録を免除している。しかし、現実には、登録組織でないと資産売買や銀行口座開設が出来ない。このため、ほとんどの宗教団体は登録申請をすることになる。宗教団体は、宗教省の推薦を受けて内務省に登録する。登録した宗教団体のリーダー達は、未登録団体のリーダーや信者よりも自由に旅行することが出来る。」 [7b](セクション II)

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

仏教徒

- 12.07 軍政は上座仏教を尊重する姿勢を見せているにもかかわらず、2007年の民主化抗議デモの際には、軍は僧侶を逮捕し、殴打し、あるケースでは死亡させた。僧侶は公共の場や寺院にて集会を開くことを禁じられ、官憲の厳しい監視下に置かれ、ときには襲撃を受けた。(フリーダムハウス、世界における自由ワールドレポート 2008) [14a] USSD の RIF レポート 2008 には次のように記されている。

「政府は、仏教僧(サンガ)を管理しようという考えを捨てていない。‘仏教に相反したり弊害をもたらしたりする活動’のかどでサンガを裁判にかけ、刑事罰を科す行動規範をサンガに課した。政府は、反政府の下級レベルの僧侶をためらいなく逮捕した。刑務所では僧侶は聖職をはく奪され、俗人として取り扱われた。通常、収監された僧侶は頭を剃ることを許されず、僧侶の規律に従った食事も与えられなかった。通常の政治囚と同様に、殴打を受け、重労働を課された。政府は、サンガに表現の自由、結社の自由に対する特別の制約を課した。サンガのメンバーは、政治に係る説教を行うことを許されない。宗教講話には政治的意見を表すような言葉、表現、あるいはストーリーを含めてはならないとされた。政府は、サンガのメンバーに、政治、政治団体、あるいは政党人から距離を置くことを求めた。また、国家聖職者調整委員会の権威の下に国家が認めた9つの修道会以外のいかなる宗教団体も禁じられた。政府は、すべての僧侶に政党のメンバーとなることを禁じた。[7b](セクションII)

全ビルマ僧侶連盟の項も参照されたし。

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

キリスト教徒

- 12.08 米国の国際的信教の自由に関する委員会(USCIRF)の2008年5月2日発行の2008年年次報告は次のごとく報じている。

「キリスト教グループにとって、新たな教会の建設、公開儀式・祭事の実施、宗教書籍の輸入などのための許可の取得が依然として困難である... 2001～2002年、ラングーンでは、80以上のキリスト教教会が宗教集会に対する正規の許可を得ていなかったとして閉鎖を強いられた。当局はそのような許可を与えることを拒み、再開された教会はわずかであった。昨年も、ラングーンおよびマンダレーで教会が閉鎖させられたという報告があった。2006年2月、ラングーンでは、20年以上の歴史を持つパウカン教会に対する閉鎖命令が出された。」[9](p136)

- 12.09 USSD RIF 2008 ビルマレポートは次のように述べている。

「政府当局は、ある地域においては、キリスト教徒の改宗を禁じている。キリスト教団体によれば、当報告期間中に、名の知れたキリスト教牧師の居住許可を別のタウンシップに移す申請が地方当局により拒否されたケースがいくつもあったという。このような事は広く行われていることではなく、個々の地域の当局次第であるとしている。新たにキリスト教に改宗した者のNRC（国家登録カード）が地方当局に没収されたというケースもあった。このような状況にもかかわらず、キリスト教団体の報告によれば、仏教徒が圧倒的に多い地域でもキリスト教信者の数は増えているという。」 [7b](セクションII：信教の自由の制限)

12.10 フリーダムハウスは、そのレポート ‘The Worst of the Worst: The World’s Most Repressive Societies 2008 (最悪の中の最悪：世界で最も圧政的な社会 2008)’ で、ビルマにおける少数派キリスト教は、依然として、暴力と差別を受けている、と述べている。」 [14c](ビルマ：政治的権利と人民の自由)

12.11 Christian Solidarity Worldwide (CSW) (キリスト教徒世界連帯) は、2007年1月23日発刊のレポート ‘Carrying the Cross (十字架を背負って)’ の中で、次のように報告している。「宗教省から出たとの疑いのある一つの文書がラングー中に広まっている。その文書は、‘ビルマにおけるキリスト教撲滅プログラム’ と題され、次の17点を掲げている。

1. キリスト教の教えを実践するような場はない。
2. イエスの教えを説くことを受け入れる場はない。
3. 10代の若者は好ましからぬ西欧の衣服を身につけるべきではない。
4. ‘私のほかに神はいない’ というキリストの考えは心の狭さを表すもので、受け入れるべきではない。
5. 系統的な形での説教・福音伝道を行ってはならない。
6. キリスト教は優しさに満ちた教えであるという話にだまされるな。その弱点を見抜き利用せよ。
7. 田舎の方でキリスト教の伝道行為を発見した者は当局に通報すべし。伝道のため捕えられたものは投獄される。
8. キリスト教徒は、‘十字架に架けられて死んだキリスト’ が救世主であると信じているが、それは誤りであり矛盾している。
9. 仏教徒は、キリスト教徒の弱点を見つけ、それをキリスト教から仏教へ改宗させるために利用せよ。

10. 仏教徒はキリスト教の聖書を勉強すれば、そこにある虚偽に反論し、キリスト教の教えに反抗することが出来るようになる。
11. 旧約聖書と新約聖書は同じではない。ビルマ語版もジュディソンの訳とタラ・クワラの訳とでは違っている。相互の不一致を探し出せ。
12. キリスト教においては、神の愛するのはイスラエルの 12 の部族だけであり、神は世界の残りの人々を愛していない。
13. 仏教徒は万人を愛し、イスラエルの 12 の部族だけを愛するというようなことはしない。キリスト教は万人を愛する宗教ではないということを指摘しておくべきである。
14. 聖書にある天地創造説の理念は間違っている。
15. キリスト教の集会における献金はチェックされるべきものである。
16. キリスト教でいう聖霊について勉強し、その考えは間違っていることをキリスト教徒に教えなさい。
17. キリスト教の信仰はすべてにおいて矛盾に満ちている。」 [13a](p17)

12.12 また、上記レポートは次のようにも言っている。

「チン州で広まっているもう一つの 17 項文書には主題の変化形がみられる。
‘キリスト教徒を攻撃するための事実’ と呼ばれるこの文書は、仏教徒に次のような事を指示している。‘キリスト教徒ファミリーとキリスト教の進行を攻撃すること’、‘フィリピンのマニラから放送されている説教を批判すること’、‘田舎におけるキリスト教の宣教活動を阻止すること’、‘聖霊についてよく研究した上でそれを批判すること’、‘および’ 非暴力的および暴力的の両面でキリスト教徒をアタックすること ‘を指示している。 [13a](p18)

12.13 2007 年 1 月 20 日、‘テレグラフ’ は同紙日曜版に人権団体により提供された上記文書について次のように報じている。「この文書は、軍政の暗黙の了解のもとに政府支援の仏教徒グループが作ったものであろう。体制側は文書（ティーンエイジャーが西欧の衣服をまとわないことを求める項目も含む）の作成を否定しているがその内容に対して反駁したり関与を否定したりするような公な試みは一切行っていない。」

目次に戻る
出典資料目録に進む

イスラム教徒

12.14 USCIRF の 2008 年年次報告は次のように記している。

「これまで、少数派の宗教グループ（特にイスラム教とキリスト教）は、信教の自由など人権に対する軍による厳しい侵害に直面してきた。ある地方では、軍司令官が少数民族や宗教グループの人々を強制労働のため強制的に徴発している。徴発に逆らう者は刑事訴追の脅威にさらされたり罰金を払わされたりする。労役に従わない者は撃たれたり、死ぬほどの殴打を受けたりする。キリスト教徒やイスラム教徒はモスク、教会、墓地の破壊に携わることや軍のポーターとして働くことを強要される。また、彼等は仏教パゴダや僧院の建設における奉仕労働を強いられることもある。」 [9](p135) さらに、USSD IRF 2008 には次のように記されている。

「当局は、しばしば、キリスト教やイスラム教の伝統的な祝日のための集会の申請に許可を出さず、イスラム教徒が一か所に集まることを制限したりする。たとえば、ラングーンの衛星都市では、イスラム教徒は主なイスラム教の祝日における礼拝や宗教訓練のための集会しか認められない。... 国中のイスラム教徒は、中国系やインド系の少数民族と同様に、故郷を離れるときはタウンシップ当局の事前許可を取ることを求められることが多い。」 [7b](セクション II: 信教の自由への制限)

12.15 USCIRF の 2008 年の年次報告は次のように記している。

「仏教徒社会とイスラム教徒社会との間には緊張感があり、過去年にもわたり武力闘争に発展した歴史がある。そのあるものは、ビルマ治安部隊がイスラム教少数民族を扇動したことから起こった。2005 年 1 月、ラカイン州（かつてのアラカン）にて起こった住民間の武力抗争では、イスラム教徒が 2 人死亡し、仏教徒が 1 人重傷を負った。警官と兵士は、これを傍観し、イスラム教徒に対する暴力行為をイスラム教徒が反撃に出るまで止めなかったという。2006 年 2 月、ラカインで、イスラム教徒と仏教徒・地元官憲との間に勃発した武力衝突は答えをはばかるものであった。この暴動において、少なくとも 3 人の死者を出し、3 か所のモスクが破壊された。この暴動後 2 年の間、当局はモスクを再建しようという地元の人々の試みを阻んだのであった。国中のイスラム教徒によれば、新しいモスクの建設の許可は与えられず、老朽化した施設の修理の許可を取るにも賄賂を払わなければならないという面倒があった。」 [9](p135)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

少数民族の項も参照されたし。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

13. 女性

概観

- 13.01 フリーダムハウス世界における自由ワールドレポート 2008 は次のように述べている。

「ビルマの女性は、伝統的に、高い社会・経済的地位を保ってきたが、（女性に対する）家庭内暴力問題への関心も高まっており、政府職員・公務員の中では未だに低い評価を受けている。ビルマ女性連盟の 2007 年のいくつかのレポートには、国中いたるところで行われている SPDC 軍人や官憲による女性に対する性的暴力（強姦、性的隷属、強制結婚などを含む）についての詳しい報告がある。女性に対する暴力は少数民族の住む州で特に多くみられる。」 [14a]

- 13.02 ビルマは、1997 年に締結された女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国連条約(CEDAW)の加盟国となっている。（ビルマ女性連盟：軍事政権の陰で、2008） [27a](p1)

法的権利

- 13.03 ビルマ女性連盟は、2007 年に CEDAW に提出した第 2 及び第 3 定期報告に SPDC に関するコメントを載せているが、2008 年に発表した‘軍事政権の陰で’と題するレポートには次のように述べている。

「ビルマの女性は憲法に保障されている基本的平等を十分享受していない。体制が最近草案を承認した新憲法では、性の平等の推進を有効なものとするのが出来ないばかりでなく、殆ど男性により構成されている国軍が上院・下院の議会の議席の 4 分の 1 を占めることが保証される。同時に、SPDC は、男女平等を実現しようとする女性の助けとなる臨時特別措置を導入することも出来ていない。

「ビルマが直接的・間接的差別の問題に取り組むために法律を改訂し、あるいは CEDAW 及びその精神が国内法に取り入れられたという気配はどこにも見られない。家族法の条項には、ビルマ人および非ビルマ人少数民族がいまだに使っている慣習法に基づくものが多い。婚姻、養子縁組、財産所有権、相続

権などに関する慣習法である。これらの法律の多くは、女性の役目としては子育てや家事を重視し、家庭における経済的実権および決定権はほとんど男性に与えている。

「ビルマにおいては、性の差別の問題に取り組むための組織制度的なメカニズムは極めて限られている。国家的な女性機構としては、体制の組織した NGO(GONGO)がいくつかあるが、そのリーダーは SPDC 司令官の夫人達である。彼等は体制の政策を推進するよう強要されており、権利獲得あるいは権限付与を目標とするアプローチを取ることは出来ないようになっている。」

[27a](p1)

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

政治的権利

- 13.04 2009年2月25日発行の米国国務省の人権に関するカントリーレポート 2008 (USSD Report 2008)は次のように述べている。「女性は、政治的リーダーシップから除外されている。特定の少数民族もまた政府・政治における役割から外されている。SPDC、内閣、あるいは最高裁判所には女性や少数民族がポジションを得ているケースはない。」 [7g](セクション 3) また、ビルマ女性連盟は次のように述べている。「新憲法の基本原則には女性を公官庁から事実上排除する条項が含まれている。かくのごとく、男女平等を実現しようとする女性の助けとなる臨時特別措置の導入には程遠く、憲法の規定をたてに、政府は女性排除を確かなものとしている。」 [27a](p18)

社会・経済的権利

- 13.05 USSD レポート 2008 は次のように言っている。「伝統的に男性が独占してきた職種において女性の数は依然として少なく、軍人などの特定の職種では事実上女性は締め出されている。貧困は女性に偏っている。常に、女性は男性と同じ仕事をして同じ報酬を受けることはない。法的には女性は 26 週の出産休暇を取る権利を持っていることになっているが、現実には規則どおりに休暇が与えられることはほとんどない。」 [7g](セクション 5)

13.06 また、同レポートは次のようにも述べている。

「政府と何らかの関係を持つ女性グループもいくつかあるが、独立した女性組織は存在しない。主な‘非政府系’女権組織としてはソー・ウイン前首相の夫人を会長とする MAAF がある。MAAF は 14 の州・管区すべてに支部を持ち、女性の権利問題に取り組むための主要な政府組織として活動している。ミャンマー妊婦・児童福祉協会は、母親と子供を支援する政府管理の組織の一つである。これらの組織は、政府と緊密に連携し、政府の政策目的を推進する活動を行っている。働く女性の職業組合であるミャンマー女性起業家協会は新しい事業を起こそうという女性に融資している。この組織は政府のコントロールを受けていないが、政府とは良好な関係を保っており、ビジネスをする女性を支援する活動を認められている。」 [7g](セクション 5)

13.07 ビルマ女性連盟は、その’軍政の陰で’と題する 2008 年報告に次のように記している。

「婚姻、養子縁組、財産所有権、相続権などに関する法律には、ビルマ人および非ビルマ人少数民族がいまだに使っている慣習法に基づくものが数多くある。これらの法律の多くは、女性の役目としては子育てや家事を重視し、家庭における経済的実権および決定権をほとんど男性に与えている... 婚姻など様々な宗教的行事を含む様々な慣習法と成文法とを調和させようという試み、あるいはそれらの条項を CEDAW と矛盾しないものとしようとする試みはまだない。」 [27a](p13)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

女性に対する暴力

13.08 米国国務省の人権に関するカントリーレポート 2008 (USSD レポート 2008) は次のように述べている。

「配偶者虐待など女性に対する家庭内暴力は依然問題となっている。しかしながら、政府は配偶者虐待ないし家庭内暴力に関する統計を整えておらず、実態を把握することは難しい。他人に肉体的危害を与えることに関する法律はある

が、家庭内暴力ないし配偶者虐待を防止するための特別な法律はない。(暴力行為に対する刑罰は) 罰金刑の他、懲役 1 年から終身刑までである。政府系の MAAF は、時々、配偶者虐待をふくむ家庭内暴力事件を調査するよう警察など地方当局に働きかけを行っている。MAAF は体制リーダーの夫人がコントロールしているため、通常、警察は同団体が持ち込むケースの調査は行っている。」 [7g](セクション 5)

13.09 強姦に関して、上記レポートは次のように述べている。

「強姦は違法であるが、実際には政府はその法を守っていない。犠牲者が 14 歳以下の場合、法はそれが合意のものか否かを審議する。犠牲者が 12 歳から 14 歳の場合は 2 年以下の懲役、12 歳以下の場合は懲役 10 年から終身刑が科される。配偶者強姦は、配偶者が 14 歳以下でない限り罪とならない。」 [7g](セクション 5) また、USSD レポート 2007 には次のように記されている。

「政府は... 強姦事件は人口の多い都市部ではあまりなく僻地に多いと言う。しかし、一般に、女性は男性のエスコートなしに夜間移動することは危険だとされており、雇用者は女性労働者の夜間の帰宅のためにバスやトラックを用意するのが当然のこととなっている。夜間のタクシー利用は、特に女性にとってはレイプや強盗の危険があり安全と言えない。夜間にタクシーに乗る売春婦たちは、かなりの追加料金を払わないと、レイプ、強盗、警察への引き渡しなどの危険にさらされる。警察に拘置された売春婦が警官による強姦や強盗にあったという信頼すべき情報もある。紛争地帯や少数民族居住地域では駐屯軍の兵士による強姦事件が続発している。当局が強姦で告発された役人に対してアクションを取ることはきわめてまれである。時には、警官や兵士に強姦されたと訴え出た女性を当局が逮捕し訴追するということもある。政府は、強姦の告訴や有罪判決の件数に関する統計を一切発表していない。」 [7g](セクション 5)

13.10 国連特別報告官は、その 2008 年 3 月 7 日付けのレポートで、次のようにコメントしている。「...数多くの女性・少女に対する性的暴行事件に関与した兵士が刑事免責を受けるということが一貫して続いている問題に取り組もうとする政府の試みは全くないようである。それら強姦・性的暴行を行った者を取り調べ、起訴し、罰することを怠っていることが、ミャンマーの女性・少女に対する性的暴行行為の永続化を助長する環境を作り出しているのである。」 [32d](パラグラフ 87)

[目次に戻る](#)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

出典資料目録に進む

14. 児童

概観

14.01 米国国務省の人権に関する状況カントリーレポート 2008 は次のごとく記している。

「政府は、児童の権利と福祉の擁護のためにこれといった資源を投入していない。経済状況の悪化により困窮した両親は子供を工場やティッシュショップなどに働きに出したり物乞いをさせたりしており、子供達は大きな危険にさらされている。子供たちの多くは児童養護施設に預けられている。子供達はほとんど何のスキルも持たないため、裏経済社会や路上で働く子供の数が増えている。ここでは、子供達は、麻薬、軽犯罪、逮捕の危険、売春や労働搾取のための人身売買、エイズ感染などの危険にさらされている...

児童虐待を禁ずる法律はあるが、それらは適切なものでなく効力を持たないものである。政府に言わせれば、児童虐待は大きな問題ではないという。しかし、正確な統計はなく、いくつかの国際的な NGO はこの問題は政府が認識している以上に広がっているものと信じていると言う。」 [7g](セクション 5)

14.02 UNICEF は、そのバックグラウンド・レポート（日付なし）に、ビルマの児童が直面している問題点を次のごとく列挙している。

- ミャンマーにおける幼児死亡率は依然として高く、10 人の出生児のうち 1 人が幼児のまま死亡する。
- 5 歳以下の幼児には栄養失調が広まっており、およそ 3 分の 1 の子供が大なり小なり発育障害で低体重の状態にある。
- 生まれてから最初の 3 ヶ月間を母乳だけで育てられる乳児は全体の 15% しかいない。多くの権利擁護キャンペーンにもかかわらず、乳児に水を与える習慣がなくなる。
- マラリアは、毎年 50 万人が罹患するといわれるほどミャンマーでは一番多い病気である。東南アジアでのマラリアによる死亡の約半分はミャンマーである。
- 人口の 25% 以上が安全な飲料水にアクセスできない状況にある。ヒ素汚染が大きな問題となっている。

- ミャンマーには教育に重きを置く伝統文化があり、男児・女児ともに就学率は 80%を超える高い水準にあるが、ドロップアウト率もまた高く、初等教育を全うする子供は 55%以下である...
- 18 歳以下の子供を軍隊や軍関係の団体に雇うことを禁じる法律があるにもかかわらず、未成年者が非政府グループを含むすべての団体の武装部隊に雇われることが続いている。」 [19a]

14.03 他方、UNICEF は、次のような児童保護に関する好ましい成果も記している。

- 「エイズの母子感染を防ぐ努力を支援して、UNICEF は 54 のタウンシップと 22 のクリニックへのサービス提供を支援しており、そこではエイズに感染した母親から生まれた乳児すべてに対してプレテストカウンセリングと抗レトロウイルス薬の投与が行われている。
- 3 月のビタミン A の日および 9 月の栄養プロモーションウィークにはビタミン A サプリメント投与が続けられており、対象となる 6 か月から 5 歳までの子供の数は毎年目標人数の 96%に当たるおよそ 600 万人に達する。
- マラリア蔓延の撲滅を助けるため、UNICEF は 144,000 世帯に処置済みの蚊帳を配布した。
- UNICEF は、地下水が砒素に汚染された地域の 22,000 世帯と 36,000 の学童のための 860 の水供給システムの建設を支援した。
- UNICEF は、5,167 の学校から 11,000 人近くの教師を集めて、子供中心の教授・学習方法による訓練を支援した。学校環境改善の一環として、3,800 の学校トイレが建設され、27 のタウンシップにおける 450 の学校に屋根シートと建設資材を提供した。
- UNICEF は、経済的搾取と児童の人身売買をなくす努力を支援した。300 人以上の児童、女性労働者、及びその他虐待、搾取、人身売買の危険にさらされやすい児童に対し、11 のタウンシップにおいて地元の非政府組織を通じて学校、保健・栄養支援を提供した。UNICEF は、6 か所の国境地帯に配置した人身売買対策ユニットを通じて人身売買の犠牲者の保護、復帰、救出を支援した。
- UNICEF は、2008 年 5 月のサイクロンナルギスの襲来後はじめて現地に入った機関のひとつであった。UNICEF が重点を置いたのは安全な水の供給と衛生的な状況の確保であり、それにより、容易に栄養不良や死につながる水を媒介とする病気や寄生虫の広がりを防ぐことにあった。」 [19a]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

基本情報

- 14.04 児童兵士の従軍禁止を求める連合は、そのグローバルレポート 2008 ビルマ（ミャンマー）に、次のように報告している。「1993 年の児童法の下では、子供とは 16 歳未満の者で、若者とは 16 歳以上 18 歳未満の者をいう。」[51a] ビルマでは、参政権が与えられるのは 18 歳からである。（CIA ワールドファクトブック、2009 年 2 月 10 日）[6a] 強制法はないが、雇用の最低年齢は 13 歳である。（USSD レポート 2008）[7g](セクション 6d) 軍隊の志願兵の最低年齢は 18 歳であるが、少年が軍により強制徴兵されている。（児童兵士の従軍禁止を求める連合、グローバルレポート 2008）[51a] 犯罪責任年齢は 7 歳以上である。（1993 年ミャンマー法：児童法）[56] 少年の結婚に最少年齢の制限はなく、少女は 14 歳以上になれば両親の同意で結婚出来る。（児童の権利に関する委員会—最終見解、2004 年 6 月 30 日）[32c]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

教育

- 14.05 USSD レポート 2008 は次のように述べている。

「法により、何びとも 4 年生（10 歳前後）までの教育（授業料無料）を受け義務がある。しかしながら、政府は、公共教育には最低限の資源しか配分していない。このギャップを埋めるため、私立校は、授業料の徴収に政府の許可を取得することが求められるという制約があるにもかかわらず、数を増やしている。加えて、教員の賃金は極端に低いため、多くの父兄は子弟を学校に行かせるためには教員のサラリーを補填しなければならないという状況がある。経済的困難が主な原因で、就学率は低下してきた。国連児童基金(UNICEF)の報告によれば、50%の小学生が 4 年を修了する前に退学すると言う。」[7g](セクション 5)“

- 14.06 ビルマ女性連盟は、2008 年のレポート’ 軍事政権の陰で ‘において次のように述べている。

「教育の質が低下している一方では、学生とその父兄は急騰する教育コストの重荷を負わされてきた。子供を小学校にやるには、田舎や少数民族地帯でさえ、年間少なくとも 10 万チャット（100 米ドル）かかり、上級レベルの教育には更に高いコストがかかる。2008 年 3 月と 5 月に行ったインタビュー調査によると、学生一人当たりの教育費は 10 万チャットから 40 万チャットの間（100～400 米ドル）であった。公立校の教員の低給与を補うため学生と父兄の金銭的負担は増しており、地方では教師を村に引き留めるためにコミュニティで基金を集めねばならないところもある…

「これに加え、学生たちは、試験にパスし良い点を取るためには私塾（通常自分たちの先生がやっている）に通うのがよいとされている。私塾の授業料は、月あたり 400 チャットから 6,000 チャットの間である。民間の教育機関で質の高い教育を受けられるのは概して都市部だけである。都会にはコンピュータ学校、語学学校、ビジネススクール等があるが、その授業料は非常に高い。」

[27a](p32)

- 14.07 USSD レポート 2007 は次のように記している。「NGO の推定では、国中で 100 万人近い小学生適齢の児童が学校へ行っていない。男女の就学率に差はない。」 [7a](セクション 5)

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

児童兵士

- 14.08 ヒューマン・ライツ・ウォッチのワールドレポート 2009 は次のように述べている。

「ビルマでは強制的で組織的な児童徴兵が続いている。非国軍武装グループも、紛争地帯で子供を徴発して配置している。

「国連安保理の児童と武力紛争に関するワーキング・グループは 2008 年に初めてビルマの記録をレビューした。SPDC は児童兵士の従軍を削減することがいまだに出来ていないにもかかわらず、上記ワーキング・グループは SPDC のアクションを促すような具体的な方策についての勧告を出していない。安保

理の失敗は、より原理的な反応をすることに中国が反対したことが大きな原因だが、武器禁輸および児童兵士の徴発を繰り返している者に対する重点的な措置を真剣に検討するとした先のプレッジがあったことを考えると目立った失敗であった。」 [39a](児童兵士)

14.09 国連の児童と武力紛争に関する特別代表クーマラスワミー氏の 2007 年 11 月のビルマにおける児童兵士従軍に関するレポートにコメントして、USSD レポート 2008 は次のように記している。「同氏のレポートは、政府軍およびいくつかの武装反政府部隊や停戦グループが児童兵士を雇っているという証拠を示している。それらグループは、ワ州連合軍、カチン独立軍、カレーニ民族人民解放戦線、民主カレン仏教徒軍、シャン州南軍、ミャンマー国民民主同盟軍、およびカレン国民連合平和評議会である。 [7g](セクション 1g)

14.10 また、USSD レポート 2007 には次のように記されている。

「クーマラスワミー氏のレポートには、18 歳未満の子供を雇うことを禁じるという政府のポリシーにもかかわらず、軍の徴兵率を高めるべしとの大きなプレッシャーが未成年者を軍隊に雇うというやり方を招くことになったと述べられている。子供達は、食べ物や住まいを与えるという約束に誘惑されて軍に加わったりすることがしばしばあった、とレポートは述べている。ある子どもたちは、一回当たり 32 ドル (40,000 チャット) をもらうブローカーに路上で徴発され、またある者は警官から軍に入るか牢屋に入るかどちらかを選択するよう強要されて拘束されたとも伝えられている。また、クーマラスワミー氏は、‘事前採用’が行われていたとも述べている。それは、未成年の子供を軍の基地に連れてきて、彼らが適齢期を迎えて入隊するまでは非戦闘的の仕事に使うというものである。多くの子供達は自分の年齢を証明する確かなものを持っていないため、年齢確認がいぜんとして大きな問題である。」 [7a](セクション 1g)

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

15. 民族グループ

- 15.01 米国国務省の人権状況に関するカントリーレポート 2008(USSD レポート 2008)は次のように記している。

「少数民族に対する差別が政府レベル・社会レベルで幅広く存続している。独立以来政府および軍隊を支配してきたバーマ多数民族と多くの少数民族との間に依然として存在する敵対意識が、抗争の活発化を助長し、厳しい残虐行為の横行を招くことになっている。残虐行為には、政府軍の兵士によるチン、カレン、カレーニ、ロヒンギャ、シャン、モンなどの少数民族に対する殺戮、殴打、拷問、強制労働、強制移動、強姦などが含まれる。武装少数民族グループの一部にも残虐行為を行う者もいるが、政府軍のそれに比べれば微々たるものである。

(バングラデッシュから)ラカイン州に戻ったロヒンギャ族のイスラム教徒たちは、その民族性のゆえに差別を受けた。帰還者たちは、旅行・移動、経済活動、教育の享受、出生・死亡・結婚の登録などを行うに当たり大きな制約を受けている。」 [7g](セクション 5)

- 15.02 2008年12月2日更新のFCOカントリー・プロファイル：ビルマには次のように述べられている。

「少数民族は人口の30%以上を占める。ビルマにはおよそ120の民族がいるが、最大派のバーマ族(仏教徒)のほかに7つの主要民族グループがある。武力紛争がビルマのいくつかの地域で続いているが、政府は、カチン独立軍(KIA)、ワ州連合軍(UWSA)、シャン州北軍(SSA-N)などいくつかの武装勢力との間に停戦協定締結の協議を行ってきた。今でも交戦中のグループには、カレン民族解放軍(KNLA)、カレーニ軍、シャン州南軍(SSA-S) およびシャン州民主軍(SSNA)がある。カレン民族同盟(KNU)は1949年以来戦いを続けている。これら武装勢力分布図は今や停戦グループと未停戦グループが複雑にからむパッチワークのていを示している。中国との国境地帯のワ族など、一部には相当程度の自治を獲得した者もある。また、ある地域では、分派が行われ、内部で民族的な緊張を生んでいるところもある。」 [5a](少数民族)

- 15.03 2009年1月25日に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)の2008年の出来事が記されているワールドレポート2009は次のように述べている。

「ビルマ国軍は、特にカレン州とシャン州における少数民族紛争地帯で人民に対する攻撃を続けている。強制労働、女性・少女への性的暴行、裁判なしの殺戮、拷問と殴打、土地・財産の没収などの侵害行為が行われている。2008年には、軍の反政府活動対策作戦およびインフラ開発のための治安作戦のため上記二つの州で40,000人の人民が強制移動させられた...

「ビルマ西部のアラカン州では、イスラム教徒少数民族のロヒンジャ族の人達は、宗教的迫害、強制移動、土地没収、市民権および身分証明書の否認などの人権侵害の広がり直面している。チン州とサガイン管区のシャン族の人々は、ビルマ軍による強制労働、殴打、性的暴行、土地没収などにさらされている。これら地域では100,000人以上が飢餓に瀕しているが、その救済活動は国軍による妨害を受けていると言われている。」 [39h]

- 15.04 ドイツに拠点を置く独立人権団体である‘危機に瀕している人々のための協会’は2008年10月27日に次のように記している。

「東部ビルマでは、2007年6月以来、少なくとも66,000人の少数民族の人々が厳しい人権侵害にさらされる中で、自分たちの村を棄てて逃げ... 2007年6月以降、142の少数民族の村落がつぶされ、あるいは村民が強制的に家から移動させられた。カレン、カチン、カヤの18,570人が中国投資家のダム建設のため近いうちに退去させられる危機にある、と上記協会のアジア問題コンサルタントは言う...政府軍や同盟軍による強制退去、強制労働、レイプ、拷問、政治的意図による殺人、土地没収などが組織的に行われ、それらは、人間性に対する罪悪としか言いようのないレベルにまで達している...

「約451,000人にのぼるカレン、カチン、シャン、モンおよびその他多くの少数民族の人々は、東部ビルマの辺境地帯における難民として日々生存と戦っている。森や近寄りたくない山地に隠れている軍隊による攻撃に遭って村を棄てた101,000人の人々の状況は特に悲惨である。さらに126,000人の少数民族の人々は、抵抗勢力との戦争やダム建設などの開発プロジェクトのために軍によって強制退去させられた。」 [57]

- 15.05 アムネスティ・インターナショナルは、2008年5月発表の2008年年次レポートには次のように記されている。

「カイン（カレン）州で続いているタマドー（ビルマ国軍）による武力攻撃は若干下火になってきているが、依然として人権・人間性に関する国際法に対する違反行為が、人間性に反する犯罪に当たる規模で広く行われている。虐待・侵害行為には、家屋や作物に対する破壊行為、強制的行方不明、強制労働、カレンの村人たちの強制退去と殺害などがある。」 [12a]

- 15.06 2008年1月発表の、2007年の出来事を記したHRWのワールドレポートは、次のようにも述べている。カレーニ、チン、およびシャン等の州においても、人民に対するビルマ軍隊による虐待行為が当たり前のように行われている。軍隊は、少数民族地帯では、とがめを受けることなく性的暴行を続けている。たとえば、カチン州のプタウでは、2月、4人のティーンエイジャーの少女が4人のビルマ軍兵士にレイプされた。」 [39a]

- 15.07 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットは、2008年10月9日付けのビルマ報告に次のように記している。

「いくつかの少数民族政党が1990年の選挙で一定の勝利をおさめたのだが、その多くはその後活動を禁止された。多くの少数民族は、政党の他に、軍政と戦うための軍隊も持っている。軍政との戦いの中には、何十年も続いているものもある。一部のグループはSPDCとの間で停戦協定に合意し、その見返りとして、地方政治においてある程度の自治を与えられている。その他のグループは、少数民族の大幅な自治権と人権侵害の撤廃を求めて、武力闘争を続けている。カレン民族同盟とその軍隊がその例である。小規模な武力闘争は続いており、シャン、カレーニ、カレン等の州の一部の東側国境に沿った地域など、国の広い範囲を不安定な状態においている。長年にわたり、SPDCは、少数民族の反政府運動撲滅をねらって、拷問や強制移動をふくむ野蛮な作戦を行ってきた。」 [46](少数民族グループ)

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

16. 移動の自由

16.01 米国国務省の人権状況に関するカントリーレポート 2008(USSD レポート 2008)は次のように述べている。

「政府は移動の自由を制限してはいるが、ほとんどの人々は国内を旅行できる。例外は、一部の反政府政治団体メンバーの移動とラカイン州のイスラム教徒の州内外移動である。しかし、市民の移動はしっかり監視されており、人々はその所在を地元当局に届なければならない。紛争地帯での移動は制限されている。市民は強制移住を強いられることもある。当局は、党務のためラングーンに出てきた NLD メンバーが日を超えてラングーンにとどまることを許さないことがしばしばある。 .

「政府は、ほとんどの少数民族リーダーの動きを厳しく管理しており、彼らの国内の移動には政府の許可が必要である。

「イラワジ管区のカレン族地域一帯などかつて紛争があった少数民族居住地域では、随所に軍の検問所を設け MSA による監視を行うなど、人々の移動は依然として厳しくコントロールされている。国境地帯での検問では政府職員による賄賂要求がある。

「ラカイン州では、多くのコントロールポイントやチェックポイントはイスラム教徒のみを対象としている。...」 [7g](セクション 2d)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

出入国手続き

ビルマからの出国

16.02 USSD レポート 2008 は次のように述べている。

「一般市民が国外旅行するには3種類の書類が必要である。内務省発行のパスポート、財務省発行の納税証明書、および移民省発行の出国フォームの三つである。人身売買の問題に対処するため、政府は、女性（特に25歳以下の女性）の国外旅行を制限している。

「政府は、すべてのパスポート保持者の予想される国外旅行を注意深く調べている。パスポート発行とビザの発給が厳しく管理されていることは汚職の蔓延につながっている。申請者は、熟練労働者の平均年収におよそ相当する300,000チャット（約230ドル）もの賄賂を払わされる。政府は、しばしば、政治的理由でパスポートの発行を拒否する。パスポートを取得した大卒者（特定の政府職員を除く）は授業料を政府に返納せねばならない。パスポート発給までには数カ月を要することがしばしばある。特に、手続きの迅速化の見返りとしての賄賂の支払いを拒否した者の場合がそうである。」 [7g](セクション 2d)

パスポート発行及び州国フォーム('D')の項も参照されたし。

- 16.03 ラングーンの英国高等弁務官事務所における外国・連邦省(FCO)は、2007年8月15日付けの書簡にて、ビルマの人が合法的にビルマから出国するには次の三つの方法があると言っている。

「 a)有効なパスポート及び有効な出国書類（D-フォームと呼ばれるもの）を保持していること、
b)合法的な越境が認められる国境通過地点においては、パスポートとD-フォームを保持しているか、あるいは越境カード（国境ポイントで発行されるもので、24時間以内に国に戻らなければならない）を保持していること、
c)国境を超えて流入する経済移民を管理する政策の一環として、ビルマ当局は、最近、特定の国境通過地点（ミヤワディとカウトゥーン）にて3年有効の臨時パスポートの発行を始めたと言う情報がある。この情報については引き続き確認中。」 [5h]

- 16.04 上記書簡には次のような記述もある。

「ビルマを出国しようとするすべてのビルマ人は出国スタンプをもらう必要がある。空路にて出国する場合は、出国スタンプに出発日と航空便名・フライトナンバーが記される。合法的な国境地点を超えて出国する場合は、出国スタンプに出発日と通過国境ポイントの名前が記される。出国スタンプにはいつま

でに帰国せねばならないということは記されない。認められる行き先についても何も記されない。もっとも、空路による場合は、フライトナンバーで最初の行き先がわかるし、D-フォームには認められる行き先が記されている。」 [5h]

- 16.05 FCO の 2007 年 10 月 30 日付けの書簡には次のような事も記されている。名のしられた NLD メンバーは、許可が下りるかどうかに係らず、またいったん出国すると帰国が許されない恐れがあるか否かに係らず、国を出ようとはしない。ただ、活動的でないためブラックリストにも載っていない NLD メンバーは問題なく出入国が出来る。 [5p]

目次に戻る
出典資料目録に進む

ビルマへの入国

- 16.06 FCO は、2007 年 7 月 5 日付けの文書にて、次のように述べている。「有効パスポートを持つビルマ人は、パスポートに失効した英国ビザスタンプが押されていても、ビルマへの帰国において特に注意をうけることはない。」 FCO によれば、それは標準的な慣行としてそうになっているということではなく、帰国ビルマ人に国外での行動を問う仕組みになっていないだけである。 [5i] さらに、FCO は、2007 年 9 月 11 日付けの文書では、次のように言っている。失効英国ビザを持っていることはビルマへの再入国許可に関連がないし、ビルマ当局による帰国手続き処理にも何も影響を与えない。 [5j]
- 16.07 FCO は、2007 年 8 月 15 日付けの文書で、亡命の試みに失敗した者の帰国が特に注意を受けたというケースは聞いていない、と言っている。 [5h]
- 16.08 不法出国のかどでビルマ当局に逮捕される恐れについては、ビルマ女性連盟は 2008 年のレポート’ 軍事政権の陰で ‘にて次のように記している。

「中国政府が、人身売買で売られたビルマの女性・少女の帰国を助けている。しかし、中国警察により国境に戻された場合は、売られた女性はビルマ当局により逮捕されることがある。あるケースでは、そのような女性は国境の出入国検問所で身柄を拘束され、入国管理官から 60,000 チャット(約 500 ドル)を要求され、さもなくばパスポート不保持で不法にビルマを出た罪で 4 年 4 カ月の懲役刑を受けるであろうと言われた。」 [27a](p27)

- 16.09 USSD レポート 2008 は次のように述べている。「合法的に外国に移住した一般市民は、家族訪問のため帰国することが許され、違法に外国に居住し外国の市民権を取得した者も帰国が許されることがある」 [7g](セクション 2d)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

パスポート発行と出国フォーム (D-フォーム)

- 16.10 ビルマ内務省のウェブサイトによれば、ビジネスパスポート、短期ビジネスパスポート、労働パスポート、短期訪問パスポート、扶養家族パスポートなど各種パスポートが発行されている。いずれの場合も、申請者は、‘国家審査カード’ および ‘家族登録リスト’ の提出を求められる。ビジネスパスポートの申請者は、会社登録書類及び関連許可書を提示せねばならない。労働パスポートの申請には ‘外国からの採用通知’ の提示が必要である。」 [11a]
- 16.11 FCO は、2008 年 1 月 11 日付けの書簡で、パスポートには、ビジネスパスポート、労働パスポート、短期訪問パスポートおよび学生パスポートがあり、いずれも 3 年有効である、と記している。 [51]
- 16.12 内務省公式ウェブサイトと言う通り、短期訪問パスポートの申請には、外国で働く親族からの招待状、納税証明コピー、最近親族リスト、および招待主のパスポートコピーを提出する必要がある。招待主がビルマ国籍を捨てて外国の国籍を取得した者である場合は、‘招待状は該当のミャンマー（ビルマ）大使館の裏書証明を得たものでなければならない’。申請者が政府職員の場合は、休暇許可書を提出せねばならない。 [11a]
- 16.13 同ウェブサイトによれば、パスポート申請は本人でなければならないが、申請者が高齢又は健康不良の場合は例外的に代理人による申請が認められる。 [11a]
- 16.14 FCO の 2008 年 1 月 11 日付けの書簡によれば、法的には認められていないが申請者の 4 分の 1 は代理人又はブローカーである。パスポート発行手数料は公式には、20,000 チャット(約 8 ポンド)である。代理店又はブローカーを通すと 70,000 チャット(28 ポンド)となるが、申請プロセスは極めて速くなる。 [51]

- 16.15 2008年5月のモン族の女性とのインタビュー記録として、ビルマ女性連盟は、その2008年のレポート'軍事政権の陰で'にて、パスポートの取得には次の二つの方法があると言っている。

「ひとつは、代理店を通じて行う方法である。その場合、代理店の事務所に行き、写真を取って渡すだけであとはすべて代理人がやってくれる。代理人が係官と直接処理してくれる。パスポートが受領出来る最後の段階にだけに本人が役所へ出頭すればよい。通常受領まで1カ月かかり費用は100,000チャットだが、一週間の特急取得の場合は300,000チャットとなる。

もうひとつは、自分自身でやる方法である。費用は30,000チャットである。受領まで約1カ月かかる。納税証明フォーム17や出国書類フォーム19などいくつかのフォームに記入せねばならない。上記の費用には、交通費やプロセスを迅速化させるためのティーマネーは含まれていない。」[27a](p28)

- 16.16 内務省のウェブサイトによれば、パスポート申請は手続きに入る前にボードミーティングの承認が必要となる。パスポートはセキュリティークリアランスの対象となる。同ウェブサイトによれば、パスポート発行に要する時間はおよそ45日という。[11a]

- 16.17 パスポートのセキュリティーチェックに関し、FCOは、2007年11月21日付けの書簡において、次のように述べている。「すべてのパスポート申請者は、学歴や家族情報などを含む履歴書を提出し、犯罪履歴（政治活動を含む）がないことを示す宣誓書に署名しなければならない。また、申請者は、国籍登録カードおよび家族登録カードを提出しなければならない。手続きの過程では、時には脅かしのような質問をする役人たちからミニインタビューを受けることもある。」さらに、同書簡は、申請者が反政府活動中であることが分かった場合は、パスポートは発給されないであろう、と言っている。[5k](パラグラフ2)

- 16.18 出国フォーム(D-フォーム)については、FCOは、2008年1月11日付けの書簡において、次のように述べている。

「2006年11月から、インターネットでD-フォーム申請が可能となり、システムは効率的になった。いまはD-フォーム取得に1時間もかからない。2007年1月1日以降はすべてのD-フォームはオンライン発行となる。D-フォームは、パスポート発行申請プロセスとは別に、移民省が発行する。D-フォームの

有効期限は 30 日である。D-フォームのオンライン申請においては、出発予定日、フライトナンバー及び行先を示さねばならない。移民省の D-フォーム発行手数料は僅か 300 チャット(0.1 ポンド)である。代理店を通じた D-フォーム取得の費用は 1,500 チャット(0,65 ポンド)である。D-フォームは出国時に提示を求められるが、帰国時には必要とされない。D-フォームは殆どの人が問題なく取得できる。」 [51]

- 16.19 USSD は、下記サイトのビルマビザセクションに、ビルマのパスポート及びその他旅行関係の書類についての記述を載せている。

http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3525.html#docs [7f]

(ビルマ相互関係一覧表；国の書類)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

17.偽造文書および不正取得文書

- 17.01 米国国務省(USSD)は、ビルマの関係機関から入手可能な多くの文書(出生証明、婚姻証明、死亡証明、警察記録、刑務所記録、軍隊記録など)をビルマ人用ビザセクションにそろえている。

http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3525.html#docs

[7f](ビルマ相互関係一覧表：国の書類)

逮捕令状

- 17.02 2008年1月8日付けの、ラングーンの英国大使館発信の書簡で、FCOは、逮捕状や刑務所からの釈放許可書などに係る偽造文書が存在するかどうかは確認できなかったと述べている。同書簡の記述は、次のように続いている。

「我々FCOは、ビルマでは容易に偽造文書が作成されるという前提に立っている。大使館のビザセクションは、日々偽造文書に遭遇している。偽造された銀行通帳、偽造された出産・婚姻・死亡証明、等である。しかし、大使館に尋ねても、逮捕令状や出所許可書が偽造されているかについての情報は得られない。NLDの身分証明書の偽造は難しくない。偽造書類は国境地帯やバンコックで作られている可能性が高いと我々はみている。」 [5m]

- 17.03 FCOは、2008年4月11日付けの書簡で、逮捕令状や警察喚問令状などの書類は裁判所や警察署から買うことも出来るに違いないと言っている。 [5n]

逮捕及び身柄拘束一法廷権利の項も参照されたし。

[目次に戻る](#)

[出典資料目録に進む](#)

18. 人道的問題

国内避難民

- 18.01 国内避難民監視センター(IDMC)は、2008年2月14日付けのビルマ概観に次のように記している。

「...ビルマでは、紛争や人権侵害の結果としての強制移転が行われている。特に少数民族の人々に対する人権侵害の大部分ケースでの加害者は政府である。人権侵害の結果、何年にもわたって、何十万ものビルマ人が故郷を捨てて流民となる以外にすべがない状況におかれたのである。2007年10月時点で、東部地域で国内避難民となった人々の数は、少なくとも500,000人と推定される。他の地域での情報がないので、この数字は控えめなものと言える。」 [35a]

サイクロナルギス

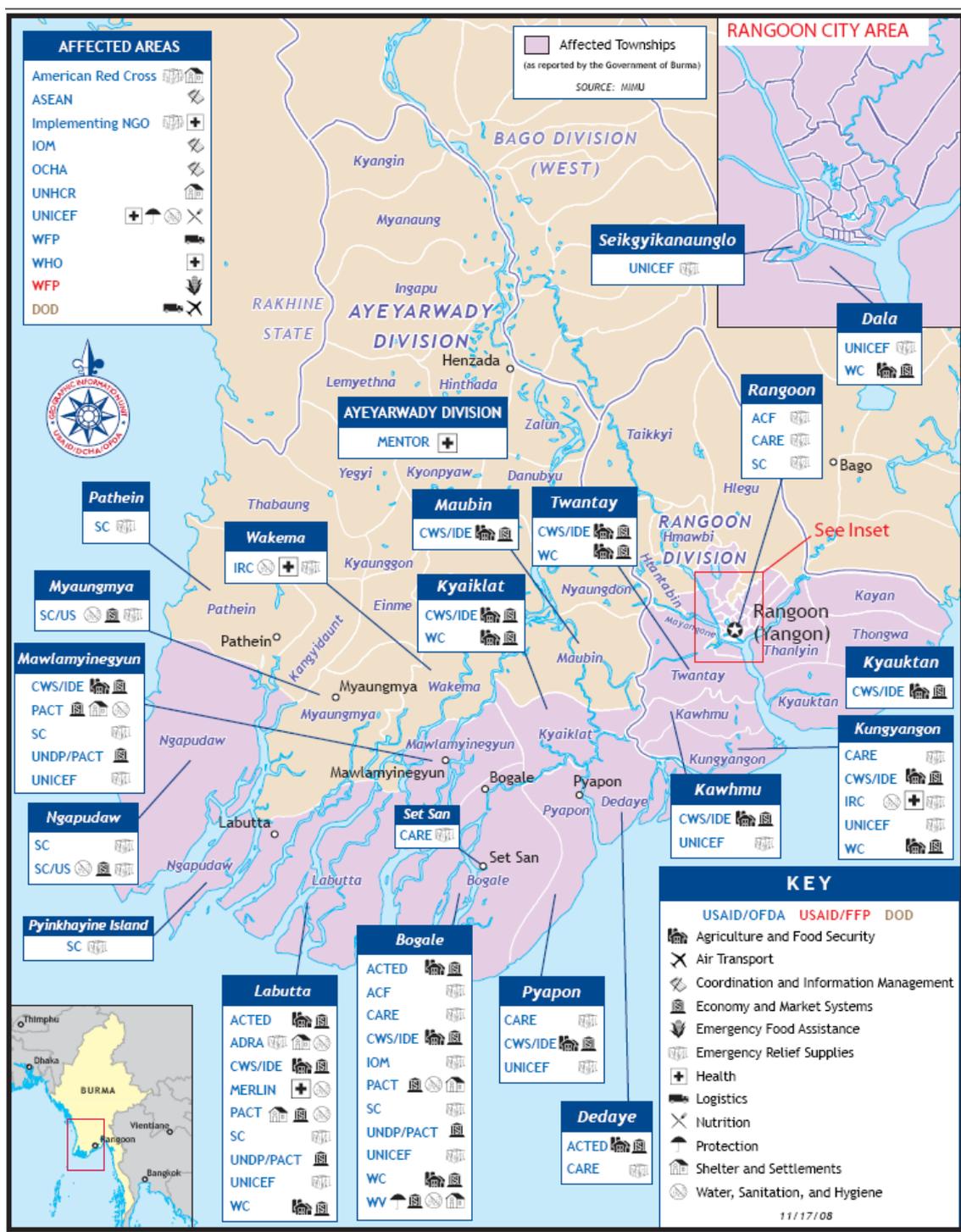
- 18.02 人道問題調整事務所(OCHA)は、2008年11月14日発表の状況報告 No.52 に次のように記している。「2008年5月2~3日にサイクロナルギスがミャンマーを襲い、エーヤワディ（イラワジ）およびヤンゴン（ラングーン）の両管区に住む240万人ほどが被害を受けた。公式発表では、死者・行方不明者の数は14万人近いものであった。」

- 18.03 FCOの2008年12月2日更新のビルマカントリープロフィールには次のように記されている。

「サイクロン襲来後、国際社会は、ビルマ政府に対し、被災地救済の規模を拡大し、外国救助隊の被災地への派遣を受け入れ、被災者への支援の効果を高めるよう迫った。5月25日に、国際支援会議が潘基文国連事務総長出席の下にラングーンで開かれた。この会議を受けて、支援活動の協調を図るためビルマ・国連・アセアン協調メカニズムが形成された。」 [5a](サイクロナルギス)

- 18.04 2008年11月11日 USAID 作成の以下の地図に、当時のサイクロン被災地における人道的支援が示されている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
 また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/JOPA-7LHATF?OpenDocument> [45a]

目次に戻る
 出典資料目録に進む

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

19. 保健医療問題

19.01 ボイスオブアメリカ(VoA)は、2008年1月3日付けの記事で、次のように報じている。「ビルマの保健医療制度は長年改善されずに放置されていたため不具合なものとなっている。近代的な薬品は、あったとしても、偽物であったり、期限切れであったりすることがしばしばである。多くの人々は植物や根からとった薬による伝統治療に頼っている。ビルマ人の平均寿命は、60歳以下といわれ、世界でも最低レベルにある。」[40a]

19.02 USSD サイトは、2008年10月9日付けの外国旅行のセクションにおいて、ビルマについて次のように記している。

「ビルマにおける医療施設・設備は日常的な医療にさえ耐ええないものである。訓練を受けた医者も少ない。売られている外国製薬品のほとんどは、密輸によるものであり、多くは偽物か純度の低いもので、使用するには危険なものが多い...エイズも、売春婦や違法薬物使用者などの高リスク集団に広まっている。マラリア、肺結核、肝炎などの感染症は国中のほとんどの地域で風土病となっている。」[7e]

19.03 メドゥサン・サン・フロンティエール(MSF：国境なき医師団)は、その2007年活動報告にて、次のように述べている。「ヘルスケアの提供は不適切なものであり、80%の人がマラリア危険地域に住んでおり、何千人もが肺結核(TB)やエイズなどの処置が受けられない状態にある。」[41a](p65) 同レポートの記述は次のように続く。「政府予算の僅か1.4%しかヘルスケアサービス部門に回されていない。保健サービスは西部のラカイン州で特にお粗末である。ラカイン州というところでは、ロヒンジャ族と言われるイスラム教徒が市民としての権利を国に否定され、数限りない迫害を受けているところである。」[41a](p23)

エイズ

19.04 国境なき医師団(MSF)の2007年活動報告書は次のように記している。

「エイズ発症に対する対応の遅れがエイズ蔓延を招いている。MSFは、ヤンゴン、ラカイン、カチン、およびシャンの各管区・州における包括的エイズ対

策プログラムを実施しているが、これも必要な対応の一部を満たすに過ぎない。国連の推定する 360,000 人のエイズ感染者のうち抗レトロウイルス治療を受けているのはわずか 10,000 人にすぎないものと思われる。そのうち 8,000 人は MSF による。... 国連によれば、ビルマでは毎年 20,000 人がエイズで死亡していると推定される。」 [41a](p23)

精神衛生

- 19.05 世界保健機構(WHO)のメンタルヘルスアトラス 2005 はビルマ（ミャンマー）について次の様に記している。

「精神衛生は、基礎的ヘルスケアシステムの一部である。重度の精神障害に対する実際の治療は基礎レベルでは受けられない。精神分析コンサルタントが州・管区ごとに配置されており、患者に対応している。基礎治療専門医の定期的な訓練が精神衛生の分野でも行われている。過去 2 年に、およそ 2,000 人が訓練を受けた。医師や基礎治療担当者は、精神病及びその治療法につきコンサルタントから訓練を受ける。精神障害を持った患者のためにはコミュニティーレベルの医療施設がある。」 [25c](p328、精神衛生施設)

- 19.06 上記資料には次のようにも記されている。

「ビルマの精神衛生の分野には NGO も関与している。彼等は、主として、プロモーション、防止、およびリハビリの部門に係っている。国の保健医療政策に沿い、ミャンマー妊婦・児童福祉協会やミャンマー赤十字などの NGO は、医療サービスの提供にも一役買っている。保健医療分野における協調活動の必要性が更に高まっているなかで、彼等 NGO の役割は重要性を増している。 [25c](非政府組織) さらに、WHO 資料の記述は次のように続く。「ビルマには、少数民族、災害被害者、土着民、老人および子供の精神衛生のための具体的なプログラムがある。児童向けガイダンスクリニックおよび高齢者介護クリニックが週二回開かれている。」 [25c](p329、特別な人たちのためのプログラム)

- 19.07 また、WHO メンタルヘルスアトラス 2005 にはビルマにおける基礎ヘルスケアレベルで通常得られる治療薬剤のリストを掲げている。その中には、カルザマゼピン、ヘノバルビタル、バルプロ酸ナトリウム、アミトルプチリン、クロルプロマジン、ジアゼパム、フルフェナジン、ハリペリドールなどがある。 [25c](p329、治療薬剤)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

第2部：主要出典文献目録

内務省は外部のウェブサイトの内容に関して責任を負いません。

- 基本データ及び地理**
- [1] **Europa World Online**
Myanmar – Country Profile, accessed 3 December 2008
www.europaworld.com (subscription only)
- [5] **Foreign and Commonwealth Office (FCO)**
a Country Profile: Burma, last updated on 2 December 2008
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/burma?profile=all>
- [6] **United States Central Intelligence Agency (CIA)**
a The World Factbook, Burma, last updated 10 February 2009
<https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/bm.html>
- [7] **United States Department of State (USSD)**
c Background Note: Burma, last updated July 2008
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/35910.htm>
- [28] **British Broadcasting Corporation (BBC)**
a Country Profile: Burma, Last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300003.stm
b Timeline: Burma, last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300082.stm
- [30] **Ethnologue.com**
a Languages of Myanmar, 2005
http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=MM

地図

[2] United Nations Cartographic Section (UNSC)

a Myanmar, May 2008

<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/myanmar.pdf>

[45] USAID

a USG Humanitarian Assistance to Burma (as of 17 Nov 2008)

<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/JOPA-7LHA-TF?OpenDocument>

歴史

[1] Europa World Online

a Myanmar, accessed 3 December 2008

www.europaworld.com (subscription only)

[5] Foreign and Commonwealth Office (FCO)

a Country Profile: Burma, last updated on 2 December 2008

<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/burma?profile=all>

[7] United States Department of State (USSD/USDOS)

c Background Note: Burma, last updated July 2008

<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/35910.htm>

[14] Freedom House (FH)

a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

[28] British Broadcasting Corporation (BBC)

- a Country Profile: Burma, last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300003.stm
- b Timeline: Burma, last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300082.stm

政治情勢及びその最近の進展

[1] Europa World

- Myanmar – Country Profile, date accessed 3 December 2008
www.europaworld.com (subscription only)

[5] Foreign and Commonwealth Office (FCO)

- a Country Profile: Burma, last updated on 2 December 2008
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/burma?profile=all>

[7] United States Department of State (USSD)

- c Background Note: Burma, last updated July 2008
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/35910.htm>

[12] Amnesty International (AI)

- a Annual Report 2008: Myanmar
<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar>

[14] Freedom House (FH)

- a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

政治情勢及びその最近の進展(つづき)

- [28] **British Broadcasting Corporation (BBC)**
- a Country Profile: Burma, last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300003.stm
 - b Timeline: Burma, last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300082.stm

- [39] **Human Rights Watch (HRW)**
- b Vote to Nowhere: The May 2008 Constitutional Referendum in Burma, 1 May 2008 (accessed via UNHCR Refworld)
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,HRW,,MMR,4562d8cf2,481ec5cc2,0.html>

- [48] **National Council of the Union of Burma**
- a Burmese Constitutional Referendum: Neither Free Nor Fair, May 2008
http://www.ncub.org/LatestReports/PILPG_Report_Burmese_Constitutional_Referendum_Neither_Free_Nor_Fair-11_May_2008.pdf

人権—一般的事項

- [5] **Foreign and Commonwealth Office (FCO)**
- b Human Rights Annual Report 2007 (p130)
<https://fco-stage.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-report-2007>
- [7] **United States Department of State (USSD)**
- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[8] Jane's Information Group

- a Sentinel Country Risk Assessments: Myanmar, last updated 21 October 2008
http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SEAS_country.jsp?Prod_Name=SEAS&Sent_Country=Myanmar&
(Subscription only)

[12] Amnesty International (AI)

- a Annual Report 2008 (covering the period January-December 2007): Myanmar
<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar>
- c Human Rights Information by Country: Myanmar
<http://www.amnesty.org/en/region/myanmar>

人権—一般的事項(つづき)

[14] Freedom House (FH)

- a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>
- c The Worst of the Worst: The World's most Repressive Societies 2008
http://www.freedomhouse.org/uploads/special_report/62.pdf

[31] International Federation of Human Rights (FIDH)

- a Burma <http://www.fidh.org/spip.php?rubrique224>

[33] United Nations Integrated Regional Information Networks (IRIN)

- a Myanmar: Latest news and features
<http://www.irinnews.org/Asia-Country.aspx?Country=MM>

[39] Human Rights Watch (HRW)

- a World Report 2008: Burma
<http://hrw.org/englishwr2k8/docs/2008/01/31/burma17601.htm>
- b World Report 2009: Burma
<http://www.hrw.org/en/node/79297>

[43] Asian Human Rights Commission (AHRC)

- c The State of Human Rights in Burma 2008
http://material.ahrchk.net/hrreport/2008/AHRC-SPR-009-2008-Burma_AHRR2008.pdf

[50] Immigration and Refugee Board of Canada (IRB)

- Responses to Information Requests 2003 – 2008
http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=search.results&ft_criteria=&subject_criteria=&Country=42&lng=1&y1=2003&y2=2008&sortBy=date

人権－具体的事項:

(上記の一般的なレポートの他に左欄にしめす具体的事項に関する情報は下記の文献に示されている)

**非政府軍による
虐待**

[7] United States Department of State (USSD)

- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

- 非政府軍による虐待 (つづき)**
- [8] **Jane's Information Group**
- a Sentinel Country Risk Assessments: Myanmar, last updated 21 October 2008
http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SEAS_country.jsp?Prod_Name=SEAS&Sent_Country=Myanmar&
(Subscription only)
- [36] **International Crisis Group**
- a Burma/Myanmar: After the Crackdown, 31 January 2008
<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5273&l=1>
- 逮捕及び身柄拘束 - 法的権利**
- [7] **United States Department of State (USSD)**
- a Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>
- [49] **Assistance Association for Political Prisoners (Burma) (AAPPB)**
- c ABFSU member sentenced to 104 years in jail, 14 January 2009 <http://www.aappb.org/release131.html>
- 児童**
- [7] **United States Department of State (USSD)**
- d Trafficking in Persons Report 2008, Country Narratives A through G, 4 June 2008
<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2008/105387.htm>
- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>
- [19] **United Nations Children's Fund (UNICEF)**
- a At a glance: Myanmar
<http://www.unicef.org/infobycountry/myanmar.html>

[32] Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR)

- a Committee on the Rights of the Child – Concluding observations, 30 June 2004
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G04/424/35/PDF/G0442435.pdf?OpenElement>

児童（つづき）

[39] Human Rights Watch (HRW)

- d Burma: Child soldiers and the China factor, 12 September 2008
<http://hrw.org/english/docs/2008/09/12/burma19800.htm>
- e Coercion and Intimidation of Child Soldiers to Participate in Violence: Burma, 16 April 2008
http://hrw.org/backgrounder/2008/crd0408/3.htm#_Toc196111894
- h World Report 2009, 15 January 2009
<http://www.hrw.org/en/node/79297>
- i Sold to be Soldiers, 30 October 2007
<http://www.hrw.org/en/reports/2007/10/30/sold-be-soldiers>

[51] Coalition to Stop the Use of Child Soldiers

- a Global Report 2008: Myanmar
<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/myanmar>

[53] Save the Children

- a Myanmar (Burma)
<http://www.savethechildren.org.uk/en/964.htm>
- b Myanmar country brief 2007/08
http://www.savethechildren.org.uk/en/docs/Myanmar_CB_07.pdf

- 市民権及び国籍** [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma,
25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>
- [11] **Ministry of Home Affairs, Burma**
a Special Branch: Notice for those applying for a Myanmar
Passport
<http://www.myanmar.gov.mm/ministry/home/special-branch.htm#bp>
- 汚職** [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma,
25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>
- [21] **Transparency International (TI)**
a 2008 Corruption Perceptions Index – CPI 2008 table
http://www.transparency.org/news_room/in_focus/2008/cpi2008/cpi_2008_table
- 死刑** [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma,
25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>
- [23] **Hands Off Cain**
a Country status on the death penalty – Myanmar – De
facto abolitionist, updated to 8 October 2008
<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=10000532>

障害者

- [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma,
25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

雇用に関する権
利

- [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma,
25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

- [14] **Freedom House (FH)**
a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

民族グループ

- [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma,
25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

- [14] **Freedom House (FH)**
a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

- [35] **Internal Displacement Monitoring Centre**
a Myanmar Country page, 14 February 2008
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/\(httpCountries\)/59F29664D5E69CEF802570A7004BC9A0?OpenDocument](http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/(httpCountries)/59F29664D5E69CEF802570A7004BC9A0?OpenDocument)

少数グループ(つ
づき)

[38] Minority Rights Group International (MRG)

- a Myanmar/Burma Overview
<http://www.minorityrights.org/?lid=4477>
- b State of the World's Minorities 2008: Asia – Burma
(Myanmar) (p117)
<http://www.minorityrights.org/?lid=6138>

[39] Human Rights Watch (HRW)

- a World Report 2008: Burma
<http://hrw.org/englishwr2k8/docs/2008/01/31/burma17601.htm>
- h World Report 2009, 15 January 2009
<http://www.hrw.org/en/node/79297>
- k “We are like forgotten people” The Chin people of Burma, 27 January 2009
<http://www.hrw.org/en/reports/2009/01/27/we-are-forgotten-people>

[55] Unrepresented Nations and Peoples Organisation (UNPO)

- a Burma, undated
<http://www.unpo.org/content/view/8232/250/>

[57] Society for Threatened People's

- Severe violation of human rights in Burma, 27 October 2008
<http://www.gfbv.de/pressemit.php?id=1613&stayInsideTree=1>

出入国手続き

[7] United States Department of State (USSD)

- f Burma Reciprocity Schedule, undated
http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3525.html#docs
- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[11] Ministry of Home Affairs, Burma

- a Special Branch: Notice for those applying for a Myanmar Passport
<http://www.myanmar.gov.mm/ministry/home/special-branch.htm#bp>

移動の自由

[7] United States Department of State (USSD)

- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

移動の自由 (つづき)

[14] Freedom House (FH)

- a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

信教の自由

[7] United States Department of State (USSD)

- b International Religious Freedom Report 2008, Burma, 19 September 2008
<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2008/108402.htm>
- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[9] United States Commission on International Religious Freedom

- Annual Report 2008, 2 May 2008 – Burma
<http://www.uscirf.gov/images/AR2008/annual%20report%202008-entire%20document.pdf>

[13] Christian Solidarity Worldwide (CSW)

- a Carrying the Cross, 23 January 2007
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=36>

[14] Freedom House (FH)

- a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

[20] The Telegraph

- a Burma 'orders Christians to be wiped out', 20 January 2007
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/1540121/Burma-orders-Christians-to-be-wiped-out.html>

言論・報道の自由 [7]

United States Department of State (USSD)

- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[12] Amnesty International (AI)

- a Annual Report 2008: Myanmar
<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar>

言論・報道の自由 [14]
(つづき)

Freedom House (FH)

- a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>
- b Freedom of the Press – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=251&year=2008>

[15] Committee to Protect Journalists (CPJ)

- a Attacks on the Press in 2007: Burma
<http://www.cpj.org/attacks07/asia07/bur07.html>
- b News Alerts Asia 2008: Burma
http://www.cpj.org/regions_08/asia_08/asia_08.html#burma

[16] Reporters sans Frontières (RSF)

- a Annual Report 2008: Burma
http://www.rsf.org/article.php3?id_article=25624

[28] British Broadcasting Corporation (BBC)

- a Country Profile: Burma, Last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300003.stm

人権団体、組織及び活動家 [7]

[7] United States Department of State (USSD)

- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[14] Freedom House (FH)

- a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

[31] International Federation of Human Rights (FIDH)

- a Burma <http://www.fidh.org/spip.php?rubrique224>

[34] World Organisation Against Torture (OMCT)

- a Annual Report 2007: Asia: Burma (p174)
http://www.omct.org/pdf/Observatory/2008/annual_report_2007/splitted/report2007obs_eng_asia.pdf

[39] Human Rights Watch (HRW)

- h World Report 2009, 15 January 2009
<http://www.hrw.org/en/node/79297>

人道的問題

- [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>
- [10] **United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR)**
a Myanmar <http://www.unhcr.org/country/mmr.html>
- [18] **International Committee of the Red Cross (ICRC)**
a Annual Report 2007: Myanmar, 27 May 2008
[http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUEDU/\\$FILE/icrc_ar_07_myanmar.pdf?OpenElement](http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUEDU/$FILE/icrc_ar_07_myanmar.pdf?OpenElement)
- [35] **Internal Displacement Monitoring Centre**
a Myanmar Country page, 14 February 2008
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/\(httpCountries\)/59F29664D5E69CEF802570A7004BC9A0?OpenDocument](http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/(httpCountries)/59F29664D5E69CEF802570A7004BC9A0?OpenDocument)
- [36] **International Crisis Group (ICG)**
b Burma/Myanmar After Nargis: Time to Normalise Aid Relations, 20 October 2008
<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5734&l=1>
- [42] **United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA)**
a Myanmar: Cyclone Nargis OCHA Situation Report No. 52, 14 November 2008
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/RMOI-7LFLHQ?OpenDocument&rc=3&cc=mmr>

[44] Oxfam

- a Press release: Oxfam reaches 840,000 people with vital relief in Myanmar, 1 December 2008
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/SHIG-7LWD7U?OpenDocument&rc=3&cc=mmr>

国内避難民

[7] United States Department of State (USSD)

- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[26] The Irrawaddy

- b Karen refugees fear more attacks, 19 January 2009
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=14950

[35] Internal Displacement Monitoring Centre

- a Myanmar Country page, 14 February 2008
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/\(httpCountries\)/59F29664D5E69CEF802570A7004BC9A0?OpenDocument](http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/(httpCountries)/59F29664D5E69CEF802570A7004BC9A0?OpenDocument)

[39] Human Rights Watch

- h World Report 2009, 15 January 2009
<http://www.hrw.org/en/node/79297>

司法

[7] United States Department of State (USSD)

- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[12] Amnesty International

a Annual Report 2008: Myanmar

<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar>

[14] Freedom House

a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

[28] British Broadcasting Corporation (BBC)

c Burma comic jailed for 45 years, 21 November 2008

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7741653.stm>

[39] Human Rights Watch

g Burma: Free activists sentenced by unfair courts, 11 November 2008

<http://www.hrw.org/en/content/burma-free-activists-sentenced-unfair-courts>

司法（つづき）

[43] Asian Centre for Human Rights

b Burma: Thirteen people wrongly convicted over alleged illegal organisation, 15 January 2009

<http://www.ahrchk.net/ua/mainfile.php/2008/3093/>

[47] The Code of Criminal Procedure

http://www.blc-burma.org/html/Criminal%20Procedure%20Code/cpc_01-15.html

レスビアン、ゲイ、バイセクシャルおよびトランス・ジェンダー

[7] United States Department of State (USSD)

g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

- [22] **International Lesbian and Gay Association (ILGA)**
- a State-sponsored Homophobia – A world survey of laws prohibiting same sex activity between consenting adults, April 2007 (p26)
http://www.ilga.org/statehomophobia/State_sponsored_homophobia_ILGA_07.pdf

- [54] **Gay Times**
- a Gay Guide: Burma (Myanmar), undated
<http://www.gaytimes.co.uk/Hotspots/GayGuide-action-Country-countryid-680.html>

保健医療問題

- [18] **International Committee of the Red Cross (ICRC)**
- a Annual Report 2007: Myanmar, 27 May 2008
[http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUEDU/\\$FILE/icrc_ar_07_myanmar.pdf?OpenElement](http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUEDU/$FILE/icrc_ar_07_myanmar.pdf?OpenElement)

- [19] **United Nations Children’s Fund (UNICEF)**
- a At a glance: Myanmar
<http://www.unicef.org/infobycountry/myanmar.html>

- [24] **Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (UNAIDS)**
- a 2008 Report on the global AIDS epidemic
http://www.unaids.org/en/KnowledgeCentre/HIVData/GlobalReport/2008/2008_Global_report.asp

- [25] **World Health Organisation (WHO)**
- a Myanmar <http://www.who.int/countries/mmr/en/>
 - b Country Office in Myanmar
<http://www.whomyanmar.org/EN/Index.htm>
 - c Mental Health Atlas 2005: Myanmar (p328)
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_j_m.pdf

兵役

- [6] **United States Central Intelligence Agency (CIA)**
b The World Factbook, Field listing – Military service age and obligation, last updated 10 February 2009
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2024.html>
- [7] **United States Department of State (USSD)**
a Country Report on Human Rights Practices 2007, Burma, 11 March 2008
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100515.htm>
- [17] **War Resisters' International (WRI)**
a Country Reports and updates – Burma 27 July 1998
[http://www.wri-irg.org/programmes/world_survey/country_report/en/Burma%20\(Myanmar](http://www.wri-irg.org/programmes/world_survey/country_report/en/Burma%20(Myanmar)
- [51] **Coalition to Stop the Use of Child Soldiers**
a Global Report 2008: Myanmar
<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/myanmar>

政治的所属

- [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>
- [8] **Jane's Information Group**
a Sentinel Country Risk Assessments: Syria, latest update 13 August 2008
http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/EMEDS_country.jsp?Prod_Name=EMEDS&Sent_Country=Syria&
(subscription)

[12] Amnesty International (AI)

b Annual Report 2008: Myanmar

<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar>

[14] Freedom House (FH)

a a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

[26] The Irrawaddy

a Historic Student Union ABFSU Revived in Burma, 28 August 2007

http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=8410

政治的所属(つづ
き)

[27] Women's League of Burma

a In the Shadow of the Junta, 2008

<http://www.womenofburma.org/Report/IntheShadow-Junta-CEDAW2008.pdf>

[36] International Crisis Group (ICG)

a Burma/Myanmar: After the Crackdown, 31 January 2008

<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5273&l=1>

[39] Human Rights Watch (HRW)

- a World Report 2008: Burma
<http://hrw.org/englishwr2k8/docs/2008/01/31/burma17601.htm>
- c Burma: One Year After Violent Crackdown, Repression Continues, 26 September 2008
<http://hrw.org/english/docs/2008/09/25/burma19889.htm>
- h World Report 2009, 15 January 2009
<http://www.hrw.org/en/node/79297>

[49] Assistance Association for Political Prisoners (Burma) (AAPPB)

- a The Future in the Dark: The Massive Increase in Burma's Political Prisoners, September 2008
http://www.aappb.org/the_future_in_the_dark_AAPP_US_CB.pdf
- b Chronology of Political Prisoners in Burma, 2008 Archive
<http://www.aappb.org/chronology.html>

刑務所の環境

[7] United States Department of State (USSD/USDOS)

- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[12] Amnesty International (AI)

- a Annual Report 2008: Myanmar
<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar>

[18] International Committee of the Red Cross (ICRC)

- a Annual Report 2007: Myanmar, 27 May 2008
[http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUEDU/\\$FILE/icrc_ar_07_myanmar.pdf?OpenElement](http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUEDU/$FILE/icrc_ar_07_myanmar.pdf?OpenElement)

治安部隊

- [6] **United States Central Intelligence Agency (CIA)**
b The World Factbook: Field Listing - Military service age and obligation, last updated 10 February 2009
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2024.html>

治安部隊 (つづき)

- [7] **United States Department of State (USSD)**
g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

- [8] **Jane's Information Group**
a Sentinel Country Risk Assessments: Myanmar, last updated 21 October 2008
http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SEAS_country.jsp?Prod_Name=SEAS&Sent_Country=Myanmar&
(Subscription only)

- [12] **Amnesty International (AI)**
b Annual Report 2008: Myanmar
<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar>

- [14] **Freedom House (FH)**
a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>

- [36] **International Crisis Group (ICG)**
a Burma/Myanmar: After the Crackdown, 31 January 2008
<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5273&l=1>

[39] Human Rights Watch (HRW)

- b World Report – 2008: Syria – Events of 2007
<http://hrw.org/englishwr2k8/docs/2008/01/31/syria17619.htm>
- c [Burma: One Year After Violent Crackdown, Repression Continues, 26 September 2008](http://hrw.org/english/docs/2008/09/25/burma19889.htm)
<http://hrw.org/english/docs/2008/09/25/burma19889.htm>

[43] Asian Centre for Human Rights

- a Burma: Forty prisoners killed during and after cyclone by shooting and torture, 6 May 2008
<http://www.ahrchk.net/ua/mainfile.php/2008/2845/>

[50] Immigration and Refugee Board of Canada (IRB)

- b Response to Information Request MMR102757.E, 25 February 2008
http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=451767

人身売買

[7] United States Department of State (USSD/USDOS)

- d Trafficking in Persons Report 2008, Country Narratives A through G, 4 June 2008
<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2008/105387.htm>
- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>

[52] Mizzima news

- a Burmese brides for sale, 28 October 2008
<http://www.mizzima.com/news/windows/1208-burmese-brides-for-sale.html>

女性

- [7] **United States Department of State (USSD/USDOS)**
Trafficking in Persons Report 2008, Country Narratives A through G, 4 June 2008
<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2008/105387.htm>
- g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm>
- [12] **Amnesty International (AI)**
b Annual Report 2008: Myanmar
<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar>
- [14] **Freedom House (FH)**
a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>
- [27] **Women’s League of Burma**
a In the Shadow of the Junta, 2008
<http://www.womenofburma.org/Report/IntheShadow-Junta-CEDAW2008.pdf>
- [32] **Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR)**
a Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women – Myanmar, 7 November 2008
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/603/49/PDF/N0860349.pdf?OpenElement>

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

[目次に戻る](#)
[出典文献目録に進む](#)

付属書

付属書 A- 主な出来事年表

2009年2月3日更新のBBC Timeline から複製。

1937 英国、ビルマをインドより分離して帝国植民地とする。

日本軍による占領

1942 日本、日本軍の訓練を受けたビルマ独立軍の一部協力を得て、ビルマに侵入し、占領。このビルマ独立軍は、後に反ファシスト人民解放連盟(AFPFL)に転身し、日本支配に抵抗。

1945 英国が、アウン・サン率いる AFPFL の協力を得てビルマを日本軍の占領から解放。

1947 アウン・サンと6人の臨時政府メンバー、アウン・サンに対抗する民族主義者ウ・ソウ率いる政敵に暗殺される。日本軍占領時にビルマを支配していたバ・モ一政権の外相ウ・ヌー、AFPFL および政府の首長に推薦される。

独立

1948 ビルマ独立。ウ・ヌー首相誕生。

1958-

1960 AFPFL 分裂をうけ、陸軍参謀総長ネ・ウイン将軍率いる暫定政府誕生。

1960 ウ・ヌー一派、選挙で圧倒的勝利を勝ち取るも、ウ・ヌーの仏教国教化推進と分離主義容認が軍の怒りをかう。

一党独裁軍事政権国家

- 1962 ウ・ヌー一派、ネ・ウイン将軍率いる軍事クーデターにより追放さる。ネ・ウイン、連邦制を廃し、「ビルマ流社会主義」創始す。経済を国営化し、単一政党としての社会主義計画党による一党独裁国家を形成し、独立新聞を禁止。
- 1974 新憲法発効。権力を軍隊からネ・ウインと元軍指導者たちの率いる人民会議に移行。元国連事務総長ウ・タントの遺体、葬儀のためビルマに戻る。
- 1975 地方の少数民族グループ、反政府国民民主前線を結成し、反政府ゲリラを仕掛ける。
- 1981 ネ・ウイン、大統領職をサン・ユーに譲るも、支配政党の者木主義計画党の委員長継続。

目次に戻る
出典文献目録に進む

- 1982 法は、ビルマ先住・土着のバックグラウンドを持たない人々を「準国民」と規定し、公官庁から締め出すこととなる。

暴動と弾圧

- 1987 通貨切り下げが国民の貯蓄を吐き出させることになり、反政府暴動の引き金となる。
- 1988 反政府暴動で何千人もの死者。国家法秩序回復評議会(SLORC)結成。
- 1989 SLORC、マーシャルローを布告し、民主主義支持者や人権擁護者などを含む何千もの人々を逮捕。国名をビルマからミャンマーに、首都ラングーンをヤンゴンに夫々改称。アウン・サン将軍の娘である NLD リーダーのアウン・サン・スー・チー、自宅軟禁に処さる。

妨害された選挙

- 1990 反政府の国民民主連盟(NLD)が総選挙で圧倒的勝利を収めるも、軍部は選挙結果を無視。

- 1991 アウン・サン・スー・チー、平和的改革への努力が認められノーベル平和賞授与さる。
- 1992 タン・シュエ、ソー・マウンに代わり Slorc 委員長、首相兼国防相に就任。ビルマの国際的イメージを少しでも良くしようと考えてか幾人かの政治囚を釈放。
- 1995 アウン・サン・スー・チー、6年ぶりに自宅軟禁より開放さる。
- 1996 アウン・サン・スー・チー、解放後初の NLD 党大会に出席。SPOLOC、NLD 党大会への途上にあつた 200 人以上の党員を逮捕。
- 1997 ビルマ、東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟。SPOLOC、国家平和開発評議会(SPDC)と改称。

民主化支持者の解放

- 1998 300 人の NLD メンバー、刑務所より釈放さる。SPDC、NLD の主張する議会開催期限に従うことを拒否。学生デモ起こる。
- 1999 アウン・サン・スー・チー、癌のため英国で死亡した夫君マイケル・アリスの葬儀のための英国訪問に対し SPDC の課した条件を拒否。
- 2000 9 月、SPDC、アウン・サン・スー・チーと NLD 幹部メンバーの運動に対する制限撤去。

10 月、アウン・サン・スー・チー、SPDC との秘密会談開始。

[目次に戻る](#)
[出典文献目録に進む](#)

- 2001 SPDC、民主化運動家を 200 人ほど釈放。これは、自宅軟禁中の反政府 NLD リーダーアウン・サン・スー・チーとの対話の進展を反映したものである、と政府は言う。

2 月、ビルマ軍とシャン反乱軍がタイとの国境地帯で交戦。

国境関係の改善

2001 6月、タイ首相タクシン・シナワトラ来訪、両国の関係は軌道に戻ったと語る。

9月、諜報部トップのキン・ニュンがタイを訪問し、2005年までに黄金の三角地帯における麻薬取引の撤廃を約束。

11月、江沢民中国国家元首来訪、ビルマ政府支持声明発表。経済改革を促した模様。

抗争の表面化

2002 5月、民主化リーダーのアウン・サン・スー・チー、20か月近い自宅軟禁を解除さる。

2003 5月、アウン・サン・スー・チー、同女史支持者と政府サポーターとの間の衝突の後、ふたたび「保護拘留」下に置かれる。

8月、キン・ニュン首相誕生。民主化への「ロードマップ」の一環として、新憲法起草のため2004年に国民会議を開催すること提案。

11月、国連人権問題特使の来訪後、5人のNLD幹部リーダーが自宅軟禁を解除さる。

2004 1月、政府とカレン民族同盟（政府と敵対する少数民族グループの中で最大）が停戦に合意。

5月、憲法国民会議開始するも、リーダーのアウン・サン・スー・チーが自宅軟禁中のNLDはこれをボイコット。国民会議は7月に閉会。

首相追放さる

2004 10月、権力闘争が報じられる中、キン・ニュンは首相を更迭さる。彼は自宅軟禁中。

11月、何千人もの囚人の釈放の一部として主導的反体制活動家も釈放された。そこには、1988年の民主化支持学生デモを率いたミン・コー・ナインが含まれている。

12月、インドネシア沖の海底地震による津波がビルマ沿岸を襲う。首相によれば、死者は59人、家を失った者が3,000人。

次に戻る
出典文献目録に進む

2005 2月、新憲法のための国民会議が再開されたが、主要な野党や少数民族グループは参加せず。会議は2006年1月に閉会となったが、明確な成果の発表なし。

5月7日、首都の商業地区にて3件の同時爆発事件発生。政府発表では、死者23人。

7月、ビルマはアセアンの2006年の地域会議議長を降りたことをアセアンが発表。

11月、ビルマ政府は、政府機関をピンマナの中心部に近い新開地に移転する予定であると発表。

2006 3月、新首都ネーピドーは、初の公式行事として国軍の日を祝うパレードの主催地となる。

2007 1月、少数民族と反政府グループの迫害を止めるようビルマに求める国連決議案に中国とロシアが拒否権を行使。

4月、ビルマと北朝鮮は、24年前ビルマ来訪中の韓国首相に対する破滅的な爆弾攻撃を実行した北朝鮮工作員を非難し国交が断絶されていたが、この度関係を修復した。

5月、アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁が更に1年延長。

6月、通常は中立的なスタンスを取る国際赤十字委員会(ICRC)にしては珍しいことだが、政府のビルマ人に対する人権侵害を非難。

社会的騒乱

2007 8月、燃料価格の高騰により国民の不満の波がさく裂。数10人の活動家が逮捕された。

9月、軍事政権、足かけ14年に及ぶ新憲法討議を終え、国民会議を閉会。

仏教僧侶、一連の反政府抗議デモを実施。アウン・サン・スー・チー、ラングーンでデモ中の僧侶に挨拶のため自宅を出ること許さる。2003年以来初めて公衆の面前に。

当局、抗議デモの粉碎を開始するも、デモは続く。

国連特使イブラヒム・ガンバリは野党リーダーのアウン・サン・スー・チーと会見。

10月、軍の大量出動の下、ラングーンに正常に戻る。何千人が一斉検挙されたため、僧侶の姿は見えない。

幾分の遅れの後、国連安保理は平和的抗議者たちへの軍の弾圧を非難。

[次に戻る](#)
[出典文献目録に進む](#)

2008 1月、一連の爆発事件発生。国営メディアは、カレン族の大幅自治獲得のため戦うグループであるカレン民族同盟(KNU)を含む‘反乱分子の破壊行為’として非難。

4月、政府は、新憲法草案を発表。それによると、議会の議席の4分の1は軍に配分され、野党リーダーのアウン・サン・スー・チーは事務所を持つことを禁じられる。草案は5月10日の国民投票にかけられる。

5月、サイクロンがイラワジデルタの低地帯を襲う。推定では、134,000人の死者が出た模様。

サイクロンによる人道的な危機の中で、国民投票が行われた。政府によれば、賛成票は 92%。政府は、外国の助けなしにサイクロンの災害に立ち向かうこと可能と主張。

軍政は、アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁をさらに延長。

11 月、何十人もの政治活動家が、一連の秘密裁判で最高 65 年の懲役刑を言い渡された。

12 月、政府は、人権グループの抗議にもかかわらず、天然ガスを隣国の中国に運ぶパイプラインの建設のため外国企業 4 社のコンソーシアムとの間に契約締結。

2009 1 月、タイは、タイ沿岸沖に現れたビルマのイスラム教徒少数民族のロヒンギャ族何百人かを駆逐。ビルマはそのような少数民族の存在を否定。その後、数百人のロヒンギャ族がインドネシア海岸沖を漂うボートから救出さる。

国連特使イブラヒム・ガンバリ、野党リーダーのアウン・サン・スー・チーと本年初の会見。

次に戻る
出典文献目録に進む

付属書 B- 著名人

2008年10月9日付けのエコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)ビルマ（ミャンマー）カントリー・プロフィールから複製。

主な政治家：

タン・シュエ上級大将

70歳後半のタン・シュエ上級大将が国の最高権力者の座にある。彼は、国軍を率い、軍事政権を支配する国家平和開発評議会(SPDC)の委員長である。また、国防大臣も兼務している。健康不良やマウン・エイ准上級大将との間の緊張関係などについての噂はあうものの、依然として支配者の座を守っている。

アウン・サン・スー・チャー

国民民主連盟(NLD)委員長アウン・サン・スー・チャーは、独立の英雄アウン・サン將軍の娘であるが、極めてカリスマ性が高く、ミャンマー国内でも依然として人気は高い。過去20年のうち殆ど半分の間自宅軟禁に置かれてきた。現在の自宅軟禁は、2003年5月の拘束から続いている。

マウン・エイ准上級大将

SPDC副委員長、国軍副総司令官、かつ陸軍司令官である。理論的には、マウン・エイがタン・シュエ上級大将の次の序列にあるが、SPDC委員長はシュエ・マン將軍への寵愛を深めている。

シュエ・マン將軍

シュエ・マン將軍は、陸・海・空三軍の統合参謀本部議長を務めている。1980年代に地区司令官としてシュエ・マンの上司であったタン・シュエ上級大将との緊密関係のお陰で、影響力を高めつつある模様。

テイン・セイン將軍

テイン・セイン将軍は、前首相のソー・ウイン将軍が病気になり臨時首相を努めていたが、2007年10月に正式に首相に任命された。同氏は、以前は、SPDCの第一書記であり、国民会議（軍事政権の憲法起草のための会議）担当委員会の委員長であった。軍事政権の改革計画の強力な擁護者である。

ミン・コー・ナイン

本名はポー・オー・トゥン。「王たちの征服者」を意味するミン・コー・ナインと名乗り、1988年に起こった民主化大衆運動の際のもっとも有名な学生リーダーの一人として登場した。彼は、逮捕され、拷問を受け、15年間投獄されていた。釈放後、2007年のいくつかの反体制キャンペーンを成功に導いた88世代学生グループの設立に貢献した。2007年8月には同グループはSPDCの弾圧に遭い、ミン・コー・ナイン他のリーダー達はふたたび逮捕された。

[次に戻る](#)
[出典文献目録に進む](#)

付属書 C- 略語ガイド

AAPPB 政治囚支援協会（ビルマ）

AHRC アジア人権委員会

AI アムネスティ・インターナショナル

BBC 英国放送協会

CEDAW 女性に対するあらゆる形態での暴力撲滅に関する委員会

CIA 米国中央情報局

CSW 世界キリスト教徒連帯

CPJ ジャーナリスト保護に関する委員会

DVB デモクラティック・ボイス・オブ・ビルマ

FCO 外国・連邦省（英国）

FH フリーダムハイス

FIDH 国際人権連盟

GDP 国民総生産

HIV/AIDS エイズ

HRW ヒューマン・ライツ・ウォッチ

ICG 国際的危機グループ

ICRC 赤十字国際委員会

IDMC 国内避難民監視センター

IDP 国内避難民

ILGA 国際レスビアン・ゲイ協会

IMF 国際通貨基金

IOM 国際移民機構

IRB カナダ移民・難民委員会

IRIN 統合地域情報ネットワーク

JTIC ジェーンのとテロ・反政府活動センター

MRG マイノリティー・ライツ・グループ・インターナショナル（国際少数派
権利グループ）

MSF 国境なき医師団（Médecins sans Frontières）

NGO 非政府組織・団体

OCHA 国連人道問題調整事務所

OHCHR 国連人権高等弁務官事務所

OMCT 反拷問国際機構

RSF 国境なきレポーター団（Reporteurs sans Frontières）

SPDC	国家平和開発評議会
STD	性感染症
STC	セイブ・ザ・チルドレン
TB	肺結核
TI	トランスパランシー・インターナショナル（国際透明性）
UN	国際連合
UNAIDS	国際共同エイズ計画
UNCRC	児童の権利に関する国連条約
UNDP	国連開発計画
UNHCHR	国連人権高等弁務官
UNHCR	国連難民高等弁務官
UNICEF	国連児童基金
UNPO	国際的代表を持たない国と人民のための機構
USAID	米国国際開発庁
USSD	米国国務省
VOA	ボイス・オブ・アメリカ
WHO	国際保健機構

[目次に戻る](#)
[出典文献目録に進む](#)

付属書 D-出典文献に関する参考資料

- [1] **Europa World online** www.europaworld.com (subscription only)
Myanmar Date accessed 3 December 2008
- [2] **United Nations Cartographic Section (UNSC)**
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>
a Myanmar, May 2008
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/myanmar.pdf>
Date accessed 16 January 2009
- [3] **Democratic Voice of Burma** <http://english.dvb.no/>
a The junta's crackdown continues, 1 February 2008
<http://english.dvb.no/news.php?id=915>
Date accessed 4 December 2008
b Regional NLD branches laying low, 9 October 2008
<http://english.dvb.no/news.php?id=1848> Date accessed 22 January 2009
c Quintana says rights situation in Burma 'challenging', 20 February 2009
<http://english.dvb.no/news.php?id=2238> Date accessed 20 February 2009
d Few political prisoners released in amnesty, 21 February 2009
<http://english.dvb.no/news.php?id=2239> Date accessed 23 February 2009
- [4] **United Nations Development Programme (UNDP)** <http://www.undp.org/>
a Myanmar, undated <http://www.mm.undp.org/>
Date accessed 16 December 2008
- [5] **Foreign and Commonwealth Office (FCO)** <http://www.fco.gov.uk/en/>
a Country Profile: Burma, last updated on 2 December 2008
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/burma?profile=all> Date accessed 16 January 2009
b Human Rights Annual Report 2007, March 2008
<https://fco-stage.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-report-2007>
Date accessed 7 November 2008
c Email to Home Office, dated 27 February 2008. Available on request
d Email to Home Office, dated 5 September 2008. Available on request

- e Letter to Home Office, dated 20 October 2008. Available on request
- f Email to Home Office, dated 5 June 2007. Available on request
- g Email to Home Office, dated 1 August 2008. Available on request
- h Letter to Home Office, dated 15 August 2007. Available on request
- i Email to Home Office, dated 5 July 2007. Available on request
- j Letter to Home Office, dated 11 September 2007. Available on request
- k Letter to Home Office, dated 21 November 2007. Available on request
- l Letter to Home Office, dated 11 January 2008. Available on request
- m Letter to Home Office, dated 8 January 2008. Available on request
- n Letter to Home Office, dated 8 April 2008. Available on request
- o Letter to Home Office, dated 8 March 2007. Available on request
- p Letter to Home Office, dated 30 October 2007. Available on request

[6] United States Central Intelligence Agency (CIA) <http://www.cia.gov>

- a The World Factbook, Burma, last updated 10 February 2009
<https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/bm.html>
Date accessed 19 February 2009
- b The World Factbook, Field listing – Military service age and obligation, last updated 10 February 2009
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2024.html>
Date accessed 19 February 2009

[7] United States Department of State (USSD) <http://www.state.gov>

- a Country Report on Human Rights Practices 2007, Burma, 11 March 2008
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100515.htm>
Date accessed 16 December 2008
- b International Religious Freedom Report 2008, Burma, 19 September 2008
<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2008/108402.htm>
Date accessed 16 December 2008
- c Background Note: Burma, last updated December 2008
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/35910.htm>
Date accessed 19 February 2009
- d Trafficking in Persons Report 2008, Country Narratives A through G, 4 June 2008 <http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2008/105387.htm>
Date accessed 16 December 2008

- e International Travel Information, Burma (Myanmar) Country Specific Information, 9 October 2008
http://travel.state.gov/travel/cis_pa_tw/cis/cis_1077.html
Date accessed 16 January 2009
 - f Burma Reciprocity Schedule, undated
http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3525.html#docs Date accessed 19 January 2009
 - g Country Report on Human Rights Practices 2008, Burma, 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119035.htm> Date accessed 26 February 2009
- [8] **Jane's Information Group** <http://sentinel.janes.com/public/sentinel/index.shtml>
- a Sentinel Country Risk Assessments: Myanmar, last updated 21 October 2008
http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SEAS_country.jsp?Prod_Name=SEAS&Sent_Country=Myanmar& (Subscription only)
Date accessed 14 January 2009
- [9] **United States Commission on International Religious Freedom**
<http://www.uscirf.gov/>
Annual Report 2008, 2 May 2008 – Burma
<http://www.uscirf.gov/images/AR2008/annual%20report%202008-entire%20document.pdf>
Date accessed 16 December 2008
- [10] **United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR)**
<http://www.unhcr.org/>
a Myanmar <http://www.unhcr.org/country/mmr.html>
Date accessed 14 January 2009
- [11] **Ministry of Home Affairs, Burma**
<http://www.myanmar.gov.mm/ministry/home/default.htm>
a Special Branch: Notice for those applying for a Myanmar Passport
<http://www.myanmar.gov.mm/ministry/home/special-branch.htm#bp>
Date accessed 13 January 2009

- [12] **Amnesty International (AI)** <http://www.amnesty.org/en/>
- a Annual Report 2008: Myanmar
<http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/myanmar> **Date accessed 21 October 2008**
 - b Harsh sentences for Myanmar dissidents, 13 November 2008
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/harsh-sentences-myanmar-dissidents-20081113> **Date accessed 4 December 2008**
 - c Human Rights Information by Country: Myanmar
<http://www.amnesty.org/en/region/myanmar> **Date accessed 4 December 2008**
- [13] **Christian Solidarity Worldwide (CSW)** <http://www.csw.org.uk/portal.htm>
- a Carrying the Cross, 23 January 2007
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=36>
Date accessed 17 December 2008
- [14] **Freedom House (FH)** <http://www.freedomhouse.org/>
- a Freedom in the World – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7363>
Date accessed 4 December 2008
 - b Freedom of the Press – 2008: Burma (Myanmar)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=251&year=2008>
Date accessed 14 January 2009
 - c The Worst of the Worst: The World’s most Repressive Societies 2008
http://www.freedomhouse.org/uploads/special_report/62.pdf **Date accessed 16 December 2008**
- [15] **Committee to Protect Journalists (CPJ)** <http://www.cpj.org/>
- a Attacks on the Press in 2007: Burma
<http://www.cpj.org/attacks07/asia07/bur07.html>
Date accessed 16 December 2008
 - b News Alerts Asia 2008: Burma
http://www.cpj.org/regions_08/asia_08/asia_08.html#burma
Date accessed 16 December 2008

- [16] **Reporters sans Frontières (RSF)** <http://www.rsf.org/>
a Annual Report 2008: Burma
http://www.rsf.org/article.php3?id_article=25624
Date accessed 14 January 2009
- [17] **War Resisters' International (WRI)** <http://www.wri-irg.org/from-off.htm>
a Country Reports and updates – Burma, 27 July 1998
http://www.wri-irg.org/programmes/world_survey/reports/Burma%20%28Myanmar%29
Date accessed 15 January 2009
- [18] **International Committee of the Red Cross (ICRC)** <http://www.icrc.org/eng>
a Annual Report 2007: Myanmar, 27 May 2008
[http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUEUDU/\\$FILE/icrc_ar_07_myanmar.pdf?OpenElement](http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUEUDU/$FILE/icrc_ar_07_myanmar.pdf?OpenElement)
Date accessed 15 January 2009
- [19] **United Nations Children's Fund (UNICEF)** <http://www.unicef.org/>
a At a glance: Myanmar <http://www.unicef.org/infobycountry/myanmar.html>
Date accessed 18 December 2008
- [20] **The Telegraph** <http://www.telegraph.co.uk>
a Burma 'orders Christians to be wiped out', 20 January 2007
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/1540121/Burma-'orders-Christians-to-be-wiped-out'.html>
Date accessed 16 December 2008
- [21] **Transparency International (TI)** <http://www.transparency.org>
a 2008 Corruption Perceptions Index – CPI 2008 table
http://www.transparency.org/news_room/in_focus/2008/cpi2008/cpi_2008_table
Date accessed 19 December 2008

- [22] **International Lesbian and Gay Association (ILGA)** <http://www.ilga.org/>
a State-sponsored Homophobia – A world survey of laws prohibiting same sex activity between consenting adults, April 2007
http://www.ilga.org/statehomophobia/State_sponsored_homophobia_ILGA_07.pdf
Date accessed 19 December 2008
- [23] **Hands Off Cain** <http://www.handsoffcain.info/>
a Country status on the death penalty – Myanmar – De facto abolitionist, updated to 29 December 2008
<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=10000532>
Date accessed 16 January 2008
- [24] **Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (UNAIDS)**
<http://www.unaids.org/en/>
a 2008 Report on the global AIDS epidemic
http://www.unaids.org/en/KnowledgeCentre/HIVData/GlobalReport/2008/2008_Global_report.asp
Date accessed 14 January 2009
- [25] **World Health Organisation (WHO)** <http://www.who.int/>
a Myanmar <http://www.who.int/countries/mmr/en/>
Date accessed 14 January 2009
b Country Office in Myanmar <http://www.whomyanmar.org/EN/Index.htm>
Date accessed 14 January 2009
c Mental Health Atlas 2005: Myanmar
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_j_m.pdf
Date accessed 14 January 2009
- [26] **The Irrawaddy** <http://www.irrawaddy.org/index.php>
a Historic Student Union ABFSU Revived in Burma, 28 August 2007
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=8410
Date accessed 13 January 2009

- b Karen refugees fear more attacks, 19 January 2009
http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=14950 Date accessed 20 January 2009

- [27] **Women's League of Burma** <http://www.womenofburma.org/>
 - a In the Shadow of the Junta, 2008
<http://www.womenofburma.org/Report/IntheShadow-Junta-CEDAW2008.pdf>
Date accessed 16 December 2008

- [28] **British Broadcasting Corporation (BBC)** <http://news.bbc.co.uk/>
 - a Country Profile: Burma, Last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300003.stm
Date accessed 15 January 2009
 - b Timeline: Burma, last updated 30 July 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1300082.stm
Date accessed 15 January 2009
 - c Burma comic jailed for 45 years, 21 November 2008
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7741653.stm>
Date accessed 4 December 2008

- [29] **XE.com** <http://www.xe.com/ucc/>
 - a <http://www.xe.com/ucc/full/>
Date accessed 15 January 2009

- [30] **Ethnologue.com** <http://www.ethnologue.com/web.asp>
 - a Languages of Myanmar, 2005
http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=MM
Date accessed 14 January 2009

- [31] **International Federation of Human Rights (FIDH)** <http://www.fidh.org/>
 - a Burma <http://www.fidh.org/spip.php?rubrique224> Date accessed 14 January 2009

[32] Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR)

<http://www.ohchr.org/EN/Pages/WelcomePage.aspx>

a Myanmar

<http://www.ohchr.org/EN/countries/AsiaRegion/Pages/MMIndex.aspx> **Date accessed 15 January 2009**

b Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women – Myanmar, 7 November 2008

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/603/49/PDF/N0860349.pdf?OpenElement>

Date accessed 15 January 2009

c Committee on the Rights of the Child – Concluding observations, 30 June 2004

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G04/424/35/PDF/G0442435.pdf?OpenElement> **Date accessed 19 January 2009**

d Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, Paulo Sérgio Pinheiro, 7 March 2008

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/115/16/PDF/G0811516.pdf?OpenElement> **Date accessed 23 February 2009**

[33] United Nations Integrated Regional Information Networks (IRIN)

<http://www.irinnews.org/>

a Myanmar: Latest news and features

<http://www.irinnews.org/Asia-Country.aspx?Country=MM> **Date accessed 15 January 2009**

[34] World Organisation Against Torture (OMCT) <http://www.omct.org/>

a Annual Report 2007: Asia

http://www.omct.org/pdf/Observatory/2008/annual_report_2007/splitted/report2007obs_eng_asia.pdf

Date accessed 14 January 2009

[35] Internal Displacement Monitoring Centre

<http://www.internal-displacement.org/>

a Myanmar Country page, 14 February 2008

[http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/\(httpCountries\)/59F29664D5E69CEF802570A7004BC9A0?OpenDocument](http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/(httpCountries)/59F29664D5E69CEF802570A7004BC9A0?OpenDocument) Date accessed

15 January 2009

[36] International Crisis Group (ICG) <http://www.crisisgroup.org/>

a Burma/Myanmar: After the Crackdown, 31 January 2008

<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5273&l=1>

Date accessed 14 January 2009

b Burma/Myanmar After Nargis: Time to Normalise Aid Relations, 20 October 2008 <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5734&l=1> Date accessed

14 January 2009

[37] International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies (IFRC)

<http://www.ifrc.org/index.asp?navid=01>

a Myanmar <http://www.ifrc.org/where/country/cn6.asp?countryid=121> Date accessed 15 January 2009

[38] Minority Rights Group International (MRG) <http://www.minorityrights.org/>

a Myanmar/Burma Overview <http://www.minorityrights.org/?lid=4477>

Date accessed 14 January 2009

b State of the World's Minorities 2008: Asia – Burma (Myanmar)

<http://www.minorityrights.org/?lid=6138> Date accessed 23 January 2009

[39] Human Rights Watch (HRW) <http://www.hrw.org/>

a World Report 2008: Burma

<http://hrw.org/englishwvr2k8/docs/2008/01/31/burma17601.htm>

Date accessed 20 October 2008

b Vote to Nowhere: The May 2008 Constitutional Referendum in Burma, 1 May 2008 (accessed via UNHCR Refworld)

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,HRW,,MMR,4562d8cf2,481ec5cc2,0.html>

Date accessed 5 November 2008

- c Burma: One Year After Violent Crackdown, Repression Continues, 26 September 2008 <http://hrw.org/english/docs/2008/09/25/burma19889.htm>
Date accessed 5 November 2008
- d Burma: Child soldiers and the China factor, 12 September 2008
<http://hrw.org/english/docs/2008/09/12/burma19800.htm>
Date accessed 20 October 2008
- e Coercion and Intimidation of Child Soldiers to Participate in Violence: Burma, 16 April 2008
http://hrw.org/backgrounder/2008/crd0408/3.htm#_Toc196111894
Date accessed 5 November 2008
- f Burma: Reject Constitutional Referendum, 17 May 2008
<http://hrw.org/english/docs/2008/05/17/burma18862.htm>
Date accessed 5 November 2008
- g Burma: Free activists sentenced by unfair courts, 11 November 2008
<http://www.hrw.org/en/content/burma-free-activists-sentenced-unfair-courts>
Date accessed 8 December 2008
- h World Report 2009, 15 January 2009 <http://www.hrw.org/en/node/79297>
Date accessed 15 January 2009
- i Sold to be Soldiers, 30 October 2007
<http://www.hrw.org/en/reports/2007/10/30/sold-be-soldiers> **Date accessed 16 December 2008**
- j The world looks away as Burma mocks democracy, 6 January 2009
<http://www.hrw.org/en/news/2009/01/06/world-looks-away-burma-mocks-democracy> **Date accessed 20 February 2009**
- k “We are like forgotten people” The Chin people of Burma, 27 January 2009
<http://www.hrw.org/en/reports/2009/01/27/we-are-forgotten-people> **Date accessed 24 February 2009**
- l Crackdown: Repression of the 2007 popular protests in Burma, 6 December 2007 <http://www.hrw.org/en/reports/2007/12/06/crackdown> **Date accessed 27 February 2009**

[40] **Voice of America** <http://www.voanews.com/english/portal.cfm>

- a Burma’s financial crisis, 3 January 2008
<http://www.voanews.com/english/archive/2008-01/2008-01-03-voa58.cfm>
Date accessed 15 January 2009

- [41] **Médecins Sans Frontières (MSF)** <http://www.msf.org/>
- a Activity Report 2007
http://www.msf.org/source/actrep/2008/IAR-2008_complete.pdf Date accessed 16 January 2009
 - b A preventable fate: The failure of ART scale-up in Myanmar, 25 November 2008
<http://doctorswithoutborders.org/publications/reports/2008/Preventable-Fate.pdf> Date accessed 16 January 2009
 - c Beyond the International Spotlight, Critical Health Needs in Myanmar Remain Unmet, 31 December 2008
<http://doctorswithoutborders.org/publications/topten/story.cfm?id=3233>
Date accessed 16 January 2009
 - d Myanmar <http://doctorswithoutborders.org/news/allcontent.cfm?id=52>
Date accessed 16 January 2009
- [42] **United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA)**
- a Myanmar: Cyclone Nargis OCHA Situation Report No. 52, 14 November 2008
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/RMOI-7LFLHQ?OpenDocument&rc=3&cc=mmr> Date accessed 1 December 2008
- [43] **Asian Human Rights Commission (AHR)** <http://www.ahrchk.net/index.php>
- a Burma: Forty prisoners killed during and after cyclone by shooting and torture, 6 May 2008 <http://www.ahrchk.net/ua/mainfile.php/2008/2845/>
Date accessed 16 January 2009
 - b Burma: Thirteen people wrongly convicted over alleged illegal organisation, 15 January 2009 <http://www.ahrchk.net/ua/mainfile.php/2008/3093/>
Date accessed 16 January 2009
 - c The State of Human Rights in Burma 2008
http://material.ahrchk.net/hrreport/2008/AHRC-SPR-009-2008-Burma_AHR_R2008.pdf Date accessed 20 January 2009

[44] Oxfam

- a Press release: Oxfam reaches 840,000 people with vital relief in Myanmar, 1 December 2008

<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/SHIG-7LWD7U?OpenDocument&rc=3&cc=mmr> Date accessed 1 December 2008

[45] USAID

- a Map: USG Humanitarian Assistance to Burma (as of 17 Nov 2008)

<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/JOPA-7LHATF?OpenDocument> Date accessed 19 January 2009

[46] Economist Intelligence Unit (EIU) <http://www.eiu.com/index.asp?rf=0>

- Myanmar Country Profile – Main Report, 9 October 2008 (subscription only)

Date accessed 20 February 2009

[47] The Code of Criminal Procedure

http://www.blc-burma.org/html/Criminal%20Procedure%20Code/cpc_01-15.html

[48] National Council of the Union of Burma <http://www.ncub.org/index.php>

- a Burmese Constitutional Referendum: Neither Free Nor Fair, prepared by the Public and International Law Policy Group, May 2008

http://www.ncub.org/LatestReports/PILPG_Report_Burmese_Constitutional_Referendum_Neither_Free_Nor_Fair-11_May_2008.pdf Date accessed 20 January 2009

[49] Assistance Association for Political Prisoners (Burma) (AAPPB)

<http://www.aappb.org/>

- a The Future in the Dark: The Massive Increase in Burma's Political Prisoners, September 2008

http://www.aappb.org/the_future_in_the_dark_AAPP_USCB.pdf Date accessed 20 January 2009

- b Chronology of Political Prisoners in Burma, 2008 Archive

<http://www.aappb.org/chronology.html> Date accessed 20 January 2009

- c ABFSU member sentenced to 104 years in jail, 14 January 2009

<http://www.aappb.org/release131.html> Date accessed 20 January 2009

[50] Immigration and Refugee Board of Canada (IRB)

- a Responses to Information Requests (RIR) 2003 – 2008
http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=search.results&ft_criteria=&subject_criteria=&Country=42&lng=1&y1=2003&y2=2008&sortBy=date ~ **Date accessed 20 January 2009**
- b [Responses to Information Requests \(RIR\) MMR102757.E, Whether the military intelligence force in Myanmar has been fully or partially disbanded and who is carrying out their duties \(2004 - February 2008\), 25 February 2008](#)
http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=451767 **Date accessed 20 January 2009**

[51] Coalition to Stop the Use of Child Soldiers

- a Global Report 2008: Myanmar
<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/myanmar> **Date accessed 22 January 2009**

[52] Mizzima News <http://www.mizzima.com/>

- a Burmese brides for sale, 28 October 2008
<http://www.mizzima.com/news/windows/1208-burmese-brides-for-sale.html>
Date accessed 23 January 2009
- b 88 generation students' time line, 11 November 2008
<http://www.mizzima.com/edop/commentary/1276-88-generation-students-timeline.html> **Date accessed 23 January 2009**
- c U Gambira to serve total of 68 years in prison, 21 November 2008
<http://www.mizzima.com/news/inside-burma/1343-u-gambira-to-serve-total-of-68-years-in-prison.html> **Date accessed 30 January 2009**

[53] Save the Children <http://www.savethechildren.org.uk/en/index.htm>

- a Myanmar (Burma) <http://www.savethechildren.org.uk/en/964.htm> **Date accessed 23 January 2009**
- b Myanmar country brief 2007/08
http://www.savethechildren.org.uk/en/docs/Myanmar_CB_07.pdf **Date accessed 23 January 2009**

- [54] **Gay Times** <http://www.gaytimes.co.uk/>
a Gay Guide: Burma (Myanmar), undated
<http://www.gaytimes.co.uk/Hotspots/GayGuide-action-Country-countryid-680.html> Date accessed 23 January 2009
- [55] **Unrepresented Nations and Peoples Organisation (UNPO)**
<http://www.unpo.org/>
a Burma, undated <http://www.unpo.org/content/view/8232/250/> Date accessed 23 January 2009
- [56] **Myanmar Law 1993**
The Child Law
http://www.blc-burma.org/html/myanmar%20law/lr_e_ml93_09.html
Date accessed 23 January 2009
- [57] **Society for Threatened People's** <http://www.gfbv.de/index.php>
Severe violation of human rights in Burma, 27 October 2008
<http://www.gfbv.de/pressemit.php?id=1613&stayInsideTree=1>
Date accessed 24 February 2009

目次に戻る